

別紙 3

杉並区一般廃棄物処理基本計画

令和 4 ～ 12 年度（2022 ～ 2030 年度）



杉並区

令和 4 年（2022 年） 5 月

はじめに

目次

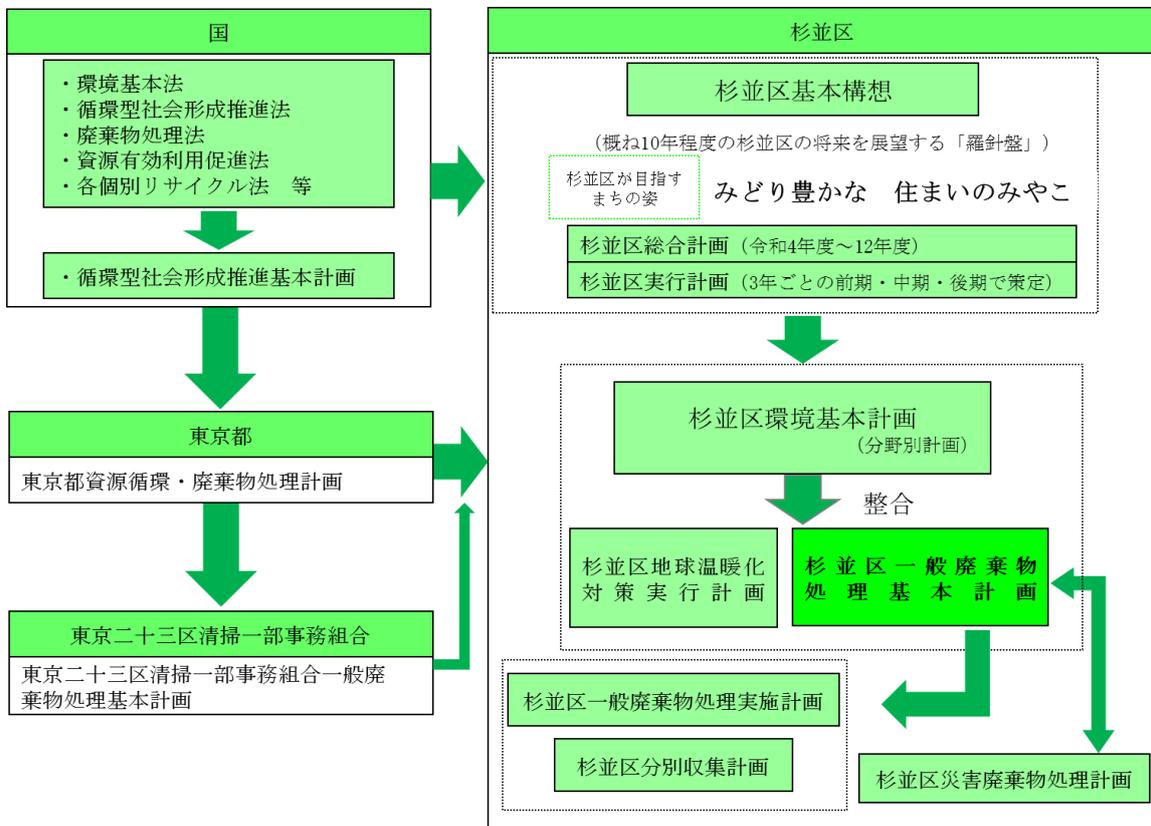
第1章	計画の基本的事項	3～
1	計画の位置づけ	4
2	計画期間	4
3	SDGsと区取組	5
第2章	ごみ処理基本計画	6～
I	計画策定の背景	7
1	現状と課題	7
2	基本目標	10
3	取組体系	10
4	計画指標	11
II	各取組と具体例	13
取組1	ごみ・資源の発生抑制の推進	13
取組2	更なる資源化の推進	15
取組3	ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保	17
取組4	区民、事業者等との協働	19
取組5	多様な媒体を活用した啓発活動の充実	21
取組6	継続的な進行管理と効率的・効果的な組織の見直し	23
第3章	生活排水処理基本計画	24～
1	現状と課題	25
2	基本方針	25
第4章	食品ロス削減推進計画	26～
I	計画策定の背景	27
1	食品ロスを取り巻く課題	27
2	区の現状と課題	27
II	計画指標	28
III	目標達成に向けた取組	29
取組1	食品ロス発生抑制のための普及啓発活動	29
取組2	食品ロス削減を促進させるための仕組みづくり	31
	資料編	33～

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条1項に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定めるもので、同法に基づく「ごみ処理基本計画（第2章）」及び、「生活排水処理基本計画（第3章）」に加え、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に基づく「食品ロス削減推進計画（第4章）」を包含するものとします。

また、本計画は新たな基本構想が目指す将来像の実現に向けた清掃分野における計画であり、杉並区総合計画（以下「総合計画」という。）等との整合性を図るとともに、国、都、東京二十三区清掃一部事務組合等の動向にも十分に配慮したものとします。



2 計画期間

本計画の計画期間は総合計画との整合を図り、令和4年度(2022年度)を計画初年度とし、令和12年度(2030年度)を最終(目標)年度とした9年間とします。

なお、総合計画等の改定や、国・都の動向、社会情勢の変化に合わせ、必要な改定等を行います。

3 SDGsと区取組

本計画に基づき取り組む、ごみの減量や資源化、生活排水の処理等は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けて、平成27年(2015年)9月に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発のための2030アジェンダ)と強く関連するものです。本計画はSDGsの目標年次である令和12年(2030年)と計画期間が重なることから、SDGsの項目と区取組との対応関係を明示することで、世界規模の課題とごみ・資源等とかわかる課題は連なっていることを区民の方々と共有しながら各取組を推進していきます。

【SDGsに掲げる17のゴール】



第2章 ごみ処理基本計画

Ⅰ 計画策定の背景

1 現状と課題

区では、これまでも計画に基づく取組を推進してきました。これまでの取組の実績を踏まえた現状と主な課題は以下のとおりです。

(1) 更なるごみの減量

区は、ごみ・資源の分別徹底及び資源化の推進により、ごみの減量を進めてきました。ごみの焼却時や埋立処分場からは地球温暖化に悪影響を与える温室効果ガスが発生するため、ごみの減量はその処分に必要なエネルギー及び温室効果ガスの発生量を削減でき、地球温暖化対策に寄与する取組と言えます。

新型コロナウイルス感染症等の影響による生活様式の変化等から、プラスチックの排出量が増加しています。そのため、特に大部分を占めるワンウェイプラスチック^{※1}を中心とした発生抑制に向けた取組が重要となります。また、事業活動に伴って発生するごみについても、排出者責任に基づく削減に向けた取組が重要であり、適正な分別と資源化に向けた誘導を進めていく必要があります。

平成30年(2018年)4月から家庭系の食品ロス^{※2}削減に向けて開始した「フードドライブ」は、常設受付窓口を12か所(令和3年度(2021年度)末現在)まで拡大し、回収量も年々増加しています。今後は更なる取組の拡充に向け、関係部署とも連携し、拠点回収と併せて、地域での自主的な社会貢献活動となるよう支援していくことが求められます。

また、事業系の食品ロス削減については、事業者等と連携した取組{食べのこし0(ゼロ)応援店^{※3}・フードシェアリングサービス^{※4}等}を更に推進していく必要があります。

集積所管理の負担軽減や排出者責任の明確化等を理由に、戸別収集に対する区民からの要望が年々増加しています。実施による分別の徹底、ごみの減量が期待される一方、集積所からの収集方法と比較して、収集・運搬経費が大幅に増大します。また、先行実施している自治体の多くは、家庭ごみの排出量に応じた負担を課し、公平性を確保しています。そのため、戸別収集の実施については、区民意見の把握や費用対効果、狭小路地が多い地区への対応などを踏まえ、引き続き収集方法の調査・検討を慎重に行う必要があります。

※1 ワンウェイプラスチック:一度だけ使用した後に廃棄される、使い捨てプラスチック(例:コンビニなどで配布されるストロー・スプーン・フォーク・総菜用容器等)。

※2 食品ロス:まだ食べられるのに捨てられてしまう食品。

※3 食べのこし0(ゼロ)応援店:小盛メニューの提供や持ち帰り希望者への対応など、食品ロスの削減

に取り組んでいる店舗。

※4 フードシェアリングサービス:廃棄となる食品を割引価格で販売する店舗と消費者をマッチングするサービス。

(2) 分別の徹底と資源化の促進

区は、収集した金属分を含む粗大ごみ、不燃ごみの資源化や小型家電 15 品目の拠点回収を開始したほか、平成 31 年(2019 年)4 月から廃食用油の拠点回収(5 か所)を開始しました。

しかし、排出されるごみの中には未だに多くの資源が含まれていることから、ごみの減量に繋げ、資源化の促進を図るため、これらの分別を更に推進することが必要です。

そのためには、家庭ごみについては、排出状況調査を継続的に実施し、その結果を踏まえ、資源化可能な品目について分別の徹底を周知していくことが重要です。

区の収集を利用する事業系一般廃棄物排出事業者に対しては排出抑制を図る観点からも、引き続き事業系有料ごみ処理券の適正な貼付の指導・周知が必要です。

(3) 区民・事業者・NPOとの協働

これまで、町会・自治会との協働事業(懇談会、研修会、施設見学会)や、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部への協力依頼等により、区民に対し協働してごみ・資源の分別の周知を図り、まちの衛生環境と美観の維持に貢献してきました。

また、地域団体が実施する集団回収は、ごみの減量や資源化に向けた区民の具体的な行動につながる取組ですが、資源が減少傾向にあるなかで、活動団体構成員の高齢化などに伴い実施団体・資源回収量ともに減少しているため、団体の活動が継続できるよう支援の充実を図る必要があります。

ふれあい収集[※]は、ごみ出しが困難となる高齢者や障害者のみの世帯のごみ出し援助による生活衛生環境の悪化防止や安否確認につながる取組になっています。今後、高齢者人口の増加などを背景に、対象世帯の増加が見込まれることから、民間サービスとの役割分担など事業の効率化を検討する必要があります。

※ ふれあい収集: 自分でごみや資源を集積所まで持ち出すことが困難な高齢者(65 歳以上)や障害者のみの世帯で、身近な人の協力を得ることができない方を対象に家の玄関(ドア)前または門の前からごみ・資源を収集すること。また、ごみ・資源が出ていない場合には声かけや高齢者部門等への連絡など安否確認も合わせて行う。

(4) 多様な情報媒体の活用と教育の充実

外国人世帯の増を踏まえ、区では多言語のリーフレットやイラストを多用したごみ集積所看板を活用するとともに、スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人（マスター）」を、日本語、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語の7か国語対応にして、収集曜日や分別ルール等の啓発・周知に努めています。

また、現在、子ども向けにごみの減量、資源の分別についての体験を交えた環境学習を実施するほか、町会・自治会向けに清掃懇談会や研修会を開催し環境保全への理解を深めています。今後は子どもだけでなく、より幅広い世代を対象とする環境学習の内容や実施方法の工夫が求められています。

(5) 公民協働による継続的な進行管理

区民一人1日当たりのごみ排出量は、区民や事業者によるごみ減量への取組が進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、最終目標値（令和3年度(2021年度)）の450gに対して、475g（推計）となっています。目標達成は困難な状況ですが、今後もより高い目標を掲げて、これを目指した積極的な取組を継続し、更なる減量に努めていく必要があります。

また、資源回収率は、新聞・雑誌等のデジタル化による発行部数の減少、ペットボトルへの転換によるびん・缶の生産減少等の変化に伴い、資源そのものが減少していることから平成26年度(2014年度)をピークに年々減少しています。最終目標値（令和3年度(2021年度)）の33%に対して、26.9%（推計）となっており、目標達成は困難な状況です。

今後は、資源を含むごみの総量を削減する発生抑制の取組が重要となることから、これまでの取組と目標達成状況等を踏まえ、ごみの減量、資源化等の進捗度を示す新たな指標を定め、区、区民、事業者等で広く情報を共有し、意識改革や行動変容を促進していくことが求められます。

2 基本目標

資源を大切にすまちをつくる

これまでの計画では、前杉並区基本構想における環境・みどり分野の目標「みどり豊かな環境にやさしいまち」を「基本目標」とし、その実現のための「計画目標」として、「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を別に掲げてきました。本計画では、新たな杉並区基本構想の実現を目指すという観点から、環境・みどり分野の取組の方向性のうち、清掃分野における方向性である「資源を大切にすまちをつくる」を本計画の統一した「基本目標」として設定します。

3 取組体系

これまでの計画では、5つの取組を掲げ、目標達成に向けそれぞれの取組を行ってきました。本計画では、従前の「取組2 分別の徹底と資源化の推進」については、発生抑制と資源化、分別の徹底の取組を分かりやすく整理する観点から、取組を「更なる資源化の推進」「ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保」の2つに分け、それぞれに更なる充実を図ることとします。

(これまでの計画)	(新計画)
現計画取組	新計画取組
1 更なるごみの減量	1 ごみ・資源の発生抑制の推進
2 分別の徹底と資源化の推進	2 更なる資源化の推進
3 区民・事業者・NPOとの協働	3 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保
4 多様な情報媒体の活用と教育の充実	4 区民、事業者等との協働
5 公民協働による継続的な進行管理	5 多様な媒体を活用した啓発活動の充実
	6 継続的な進行管理と効率的・効果的な組織の見直し

4 計画指標

本計画の指標設定に当たっては、総合計画等との整合性を図りつつも、区民の理解と協力を得た取組の展開を推進する観点から、分かりやすく客観的な数値を示し、その進捗度が区民に理解しやすいものとします。

前計画で指標とした「資源回収率」について、区は、これまで当該指標の達成に向け、様々な品目の資源化を検討・実施してきました。引き続き資源化の推進は重要ですが、デジタル化の進展等を背景に、資源そのものが減少傾向にあります。

そのため、今後は資源を含めたごみの発生抑制の観点から、3R^{*}(リデュース、リユース、リサイクル)の中でも優先順位の高い2R(リデュース、リユース)の進捗状況を評価できる、「ごみ・資源総排出量指数」を新たな指標として設定します。また、「区民一人1日当たりのごみ排出量」についても引き続き指標とします。なお、「資源回収率」についても引き続き推移を把握し、取組に生かしていきます。

一方、家庭から出される可燃ごみの約34%を占める生ごみの減量も大きな課題です。そこで、食品ロス削減の目安にもなることから、「可燃ごみに含まれる生ごみの量」を新たな指標として設定します。

上記のような観点から、新たな指標を追加し、今後10年程度の取組の進捗や区民の行動変容を見据えた、数値目標を次のとおり設定します。

※ 3R:Reduce(リデュース=廃棄物等の発生を抑制する)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル=再生利用する)の総称であり、循環型社会を構築する上での基本的な考え方。

【数値目標】

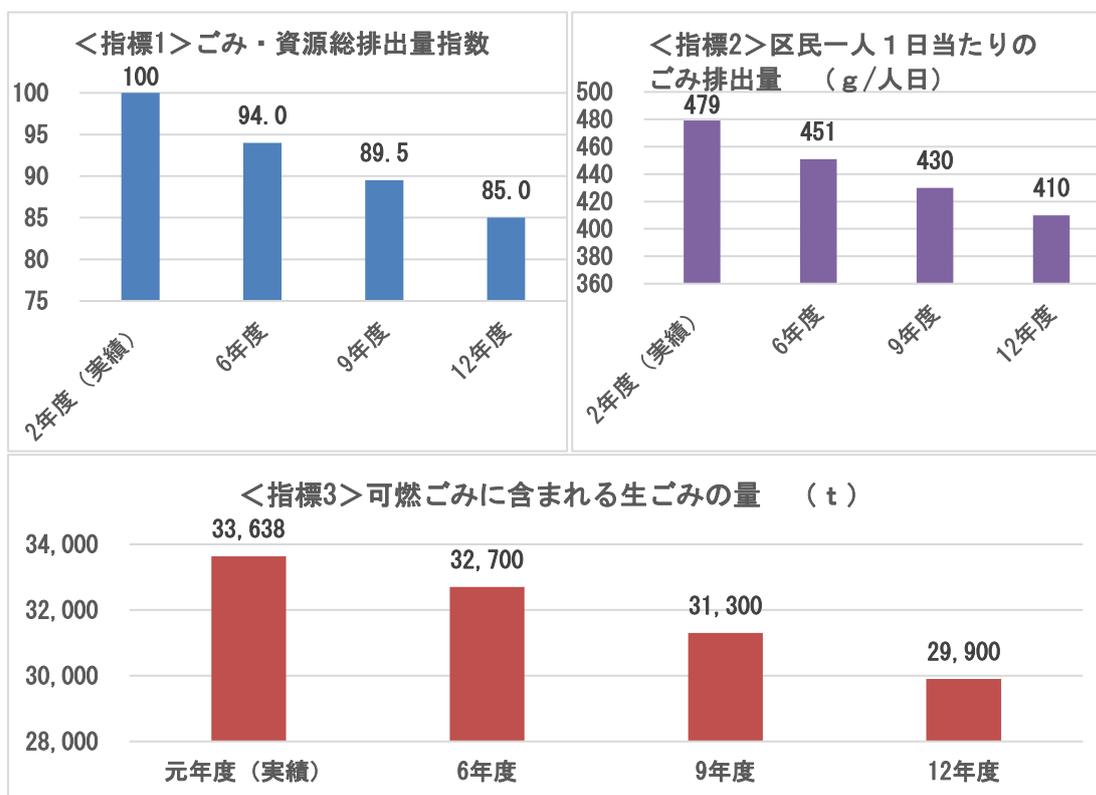
	現状値	目標値			単位
		令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度) (最終目標年度)	
指標1 ごみ・資源総排出量 指数	100 令和2年度 (2020年度)	94.0	89.5	85.0	—
指標2 区民一人1日当たり のごみ排出量	479 令和2年度 (2020年度)	451	430	410	g/人日
指標3 可燃ごみに含まれる 生ごみの量	33,638 令和元年度 (2019年度)	32,700	31,300	29,900	t

＜指標1＞ごみ・資源総排出量指数…令和2年度(2020年度)の区民一人1日あたりのごみ・資源総排出量を100とした指数

＜指標2＞区民一人1日当たりのごみ排出量＝(区が収集している年間の可燃ごみ量＋不燃ごみ量＋粗大ごみ量)÷人口÷365(366)日

＜指標3＞可燃ごみに含まれる生ごみの量＝(区が収集している年間の可燃ごみ量)×(可燃ごみに含まれる生ごみの割合※)

※家庭ごみ排出状況調査の結果を使用する



II 各取組と具体例

【取組1 ごみ・資源の発生抑制の推進】



地球温暖化対策にもつながるごみ・資源の発生抑制を推進するために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも優先順位の高い2R（リデュース、リユース）を普及啓発し、食品ロスやワンウェイプラスチックの削減を中心とした、ものを大切に使う・繰り返し使うなど、区民にとって分かりやすく継続して実行できる取組を検討・実施します。さらに、身近なことを通して、区民一人ひとりがごみ減量への意識を高め、ライフスタイルを転換するきっかけとなる取組の検討に着手します。

また、可燃ごみの約34%を占める生ごみの対策が重要なため、生ごみ処理機購入費助成など、これまでに取り組んできた食品ロス削減、生ごみ対策を継続・充実していきます。

具体例

(1) 2R（リデュース、リユース）の推進

「循環型社会」※においては、生産から消費・使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で、限りある資源を効率的に利用するとともに、循環させていくことが重要です。企業の生産活動においては、原材料を効率的に使うほか、リサイクルしやすい製品や長寿命製品の設計を行うなど、限りある資源を大切に使うことが重要です。また、個人の活動においては、不必要にモノを消費・使用し、すぐに廃棄しないよう発生抑制（リデュース）に取り組むことが求められています。

そのため、区民一人ひとりが資源の大切さを意識し「新たにモノを増やさないこと」を前提とした行動変容を促していきます。また、壊れたものは修理して愛着を持って使うことや、まだ使えるものは人に譲る、中古品販売店に持ち込む等、再使用（リユース）を通じて発生抑制に繋げていきます。

※ 循環型社会：天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。

(2) プラスチックごみの削減

ワンウェイプラスチックを可能な限り使わない・もらわない取組やマイボトル利用促進のため、給水機の設置や事業者が行う給水サービスを周知する等の仕組みを作り、その効果を検証しながら促進を図ります。

また、レジ袋削減に加え、製造者や販売店等に対して過剰包装やワンウェイプラスチックの使用量削減に向けた働きかけを行います。



令和5年(2023年)3月末まで区役所内で試験的に設置している給水機

(3) 生ごみ対策

区が収集する可燃ごみの約34%が生ごみとなっています。生ごみは水切りをするだけで、ごみの重さが約10%減少し、臭いやごみ出しの負担も軽減されます。そのため、食材の使い切りや有効利用等による生ごみの発生抑制、水切りの定着に向けた普及啓発のほか、生ごみ処理機購入費助成を実施します。また、生ごみのたい肥化等のリサイクルモデル事業の実施など、新たな取組の検討に着手します。



(4) 食品ロス削減

食品ロスの削減は平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)に向けた国際目標である「SDGs」に言及されるとともに、令和元年(2019年)10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されるなど、国、自治体、事業者、消費者等の多様な主体が連携して取り組まなければならない重要課題となっています。

食品ロス削減に関する詳細は、別途「食品ロス削減推進計画(第4章)」で掲載します。

【取組 2 更なる資源化の推進】



ごみの排出量を最小限に留めるためには、「ごみ・資源の発生抑制」を図ることに加え、これまで以上に資源化を推進することが必要です。そのため、更なる資源化の推進に向け、適正分別の周知を徹底するとともに、区民の身近な窓口（地域区民センター等）を活用した拠点回収の充実を図ります。

また、粗大ごみ・不燃ごみ、小型家電製品に含まれる有用金属（金・銅・白金・パラジウム）の資源化は、ごみの減量にも有効な取組であるため、引き続き実施します。

さらに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラ資源循環法」という。）を踏まえた国や都等の動向を注視し、プラスチックの分別・回収と新たな資源化等の実施に向けた検討に着手します。

具体例

(1) 資源化事業の推進（廃食用油等の拠点回収の拡充）

区では廃食用油、小型充電式（二次）電池の回収拠点を5か所設けていますが、限りある資源の有効活用について取組を充実させるため、区民の身近な窓口である地域区民センターを廃食用油と小型充電式（二次）電池、使用済みインクカートリッジの新たな回収拠点とし、回収量を増やしていきます。また、廃食用油を原料とした飼料、肥料、せっけんへの活用を推進していきます。廃食用油を活用したバイオ燃料自動車の導入促進については、バイオ燃料の原料供給や製造コストなど様々な課題があるため今後の動向を注視し、対策を検討します。

電化製品等に内蔵され取り外しができない小型充電式（二次）電池の取扱いについては、国等を通じて製造事業者等に対する改善要望を行うとともに、安全な回収方法等について引き続き検討します。



(2) 粗大ごみ・不燃ごみの資源化

区は、平成 25 年度(2013 年度)に金属分を含む粗大ごみ、不燃ごみの資源化を開始しました。粗大ごみ、不燃ごみの減量、資源有効利用の観点からこれらの資源化を継続します。

なお、金属分を含む不燃ごみ以外の資源化については費用対効果等に課題があることから、他自治体での取組状況を注視しながら慎重に検討していきます。

(3) 小型家電の資源化

区は、小型家電に含まれる有用金属を資源化するため平成 25 年(2013 年)から携帯電話等の小型家電 15 品目の拠点回収を開始しました。また、不要になった小型家電に含まれる有用金属(金・銀・銅)を東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに活用する取組(「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」)に区も協力してきました。小型家電の指定品目については、それぞれの回収量等を確認しながら追加・入替について検討するとともに、拠点回収を継続して実施します。



(4) 新たな資源化の検討(プラスチック資源化の推進等)

利便性があり、多くの人々が利用するペットボトルについては、マイボトルの利用を推奨することで使用量そのものを減らします。回収したペットボトルについては環境負荷が少ないリサイクル手法(ボトル to ボトル[※])を導入するなど限られた資源の有効利用に寄与した取組を実施します。

また、プラ資源循環法の制定を踏まえて、新たなプラスチックの資源化を推進するため、製品プラスチックを含むプラスチックの分別回収・資源化について、令和 6 年度(2024 年度)からの一部地域での試行実施に向けて調査・検討を行います。

※ ボトル to ボトル: 使用済みペットボトルをペットボトルとして再生利用すること。

(5) 事業系ごみの資源化の推進

事業系ごみは、事業者が自らの責任で処理することが原則ですが、区が有料で収集を行う事業系一般廃棄物排出事業者については、指導・啓発による資源の分別の更なる適正化を図っていきます。また、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集や処理を委託している事業者については、排出者責任に基づき、ごみの

減量とともに一層の資源化に向けて勧奨していきます。

【取組3 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保】



ごみや資源の分別意識の向上を図り、一層のごみの減量を進めるため、適正な分別ルール周知・啓発を推進するとともに、不適正にごみを排出する区民、事業者等への丁寧な指導等を行い、集積所の環境美化に努めます。

また、良好な集積所環境を確保するため、カラスによる集積所への被害を防止する折り畳み式防鳥用ボックスや防鳥用ネットの配布を継続するとともに、小規模集積所（少数世帯向け）への対応を工夫するなど、集積所利用者の実情に配慮した取組を進めます。

具体例

(1) ごみの適正排出の徹底

ごみの減量や集積所の環境美化を保つため、区民に対して、引き続きごみの排出ルールへの協力や分別の徹底を求めています。

依然として、資源の持ち去りが発生しているため、目撃した区民から広く情報提供を募るとともに、引き続き早朝回収や巡回パトロールを実施し、防止に努めます。

(2) 事業系ごみ対策

事業活動によって発生する廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することが廃棄物処理法に定められています。そのため、事業者の処理責任を明確にするとともに、適正処理に向けた指導等を行います。

また、区の収集を利用する事業者に対しては、許可業者による収集への移行、事業系有料ごみ処理券の適正貼付についての的確な指導・助言を実施します。さらに、事業系大規模建築物に対する立入検査や廃棄物管理責任者講習会を継続して実施することで、ごみの減量や適正分別の啓発を推進します。

(3) 良好な集積所環境の確保

良好な集積所環境を確保するため、折り畳み式防鳥用ボックスや防鳥用ネットを引き続き活用します。使用上のルールや耐久性の改善、小規模集積所（少数世帯向け）の小さなサイズの新設等、これまでの取組の継続に加え、使いやすさも考慮し、長く使用できるものの導入を調査・研究します。



折り畳み式防鳥用ボックス



防鳥用ネット

(4) ふれあい収集、ふれあい連絡帳の更なる充実

ごみ出しが困難な高齢者や障害者のみの世帯に対する戸別収集や粗大ごみの運び出し等のふれあい収集については、その対象者のニーズに合わせて、効率的かつ臨機応変な運用を図ります。

高齢化の進行とともに、核家族化、地域社会のコミュニケーションの希薄化により孤立していく世帯の増加が懸念されます。SDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、日常生活に欠かすことのできないごみ・資源の回収時に、ふれあい通信や声掛けにより地域社会で孤立させないように努めます。

現在、夏季において、熱中症予防のための安否確認をしています。また、夏季以外は、3回連続でごみ・資源が出されていない場合は電話や訪問による安否確認をしており、こうした取組を引き続き継続していきます。

今後、福祉部門と連携を進めるなど、見守り機能を強化し、よりきめ細かなふれあい収集体制を図ることができるよう努めていきます。

【取組 4 区民、事業者等との協働】



ごみの減量に向けた様々な取組を着実に実行するためには、区、区民、事業者等が同じ目標を共有し、それぞれの立場で各々の強みを最大限に発揮し、一体的に取り組むことが必要です。

町会・自治会などの地域団体が実施する集団回収は、各団体内での適切な分別が良好な資源の確保、地域活動の活性化につながるため、活動が継続できるよう支援策の充実・工夫を図ります。

また、各事業者が実施している自主的な取組（食品用トレイなどの店頭回収等）を推奨する等、区民がリサイクルに参加しやすい体制づくりを推進します。

さらに、区民の活動を支援しながら、落ち葉や剪定枝等を可能な限り資源化するみどりのリサイクルを推進します。

具体例

(1) 集団回収の支援

集団回収は区民が主体となった自主的なリサイクル活動であり、各団体内での適切な分別が良質な資源の確保につながります。また、その活動が地域の活性化にもつながります。しかし、資源が減少傾向にあることや、活動団体構成員の高齢化などに伴い、実施団体、資源回収量ともに減少しており、団体の活動が継続できるよう取組を後押ししていく必要があります。

そのため、実施団体からの相談受付や報奨金の支給を引き続き行うとともに、実施団体の活動が継続できるよう支援の充実を図ります。

(2) 地域団体（町会・自治会）との連携

清掃事務所では、杉並区町会連合会との協働による清掃懇談会、清掃研修会、清掃施設見学会等の清掃協力事業を行っています。今後、多くの区民の理解・協力を得てごみの減量を図るには、こうした活動を幅広い世代に向けて充実・発展させていくことが重要であることから、効果的な実施方法等を地域団体と共に考え、実施します。

(3) 事業者の自主的な取組の促進

各事業者が実施している自主的な資源（食品用トレイ、ペットボトル、牛乳パックなど）の店頭回収をはじめ、様々な3Rの取組を促進するため、回収場所や回収品目、取組内容を広く周知し、区民がより身近な場所でリサイクル活動に参加できるよう促します。

(4) 建築主・不動産関連団体・住宅管理者等との連携

集合住宅については、あらかじめ資源・廃棄物の保管場所や集積所の設置及び適切な管理を求めています。また、新たな入居者に対して、区におけるごみ・資源の分別や収集方法を事前に文書や口頭で説明するよう建築主・不動産関連団体・住宅管理者等に協力を求めています。

戸建て住宅入居者への周知も含め、適正排出を徹底する観点から、今後も建築主・不動産関連団体・住宅管理者等との連携を図ります。

(5) みどりのリサイクルの推進

日常のみどりの維持管理から発生する剪定枝はチップに、落ち葉は腐葉土にするなど、可能な限り資源として利用します。落ち葉感謝祭等の機会に普及啓発を進めるとともに、区民のみどりのリサイクル活動を支援しながら、ごみの減量と環境への負荷低減を図ります。さらに、住宅や公共施設から発生した落ち葉を引き取り、堆肥化して希望者に配る（仮称）落ち葉バンクの創設を検討します。

【取組 5 多様な媒体を活用した啓発活動の充実】



ごみ・資源の発生抑制、資源化の推進等、基本目標である「資源を大切にす
まちをつくる」ためには、区民一人ひとりの意識の向上が不可欠です。そのため、
単身世帯や高齢者世帯、情報が伝わりにくい外国人世帯や、関心があっても時間
の都合がつきにくい子育て世代等、対象別に効果的に伝わる啓発活動を実施し
ていきます。学校や保育園への出前学習、町会・自治会などでの研修会の充実は
もとより、ごみ出しルールに関心が薄いと思われる方々に向けた効果的な啓発
活動を検討・実施します。

また、区内の各事業者の中には、環境に配慮した事業活動や取組も見られるこ
とから、これらの情報の発信にも積極的に取り組みます。

具体例

(1) 多様な情報媒体を活用した啓発活動（広報紙・区ホームページ・SNS・ 「ごみ・資源の収集カレンダー」・ごみパッケン等）

スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人(マスター)」
は、現在7か国語（日本語、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ネパール語、ベ
トナム語、フィリピン語）に対応しています。今後、ダウンロード数の増を目
指し工夫を図っていきます。「ごみ・資源の収集カレンダー」についても区全
世帯に配布しているという利点を生かして、資源収集後の資源化等について
区民の協力がどのような効果につながるかなど情報の見える化を進め、区民
の知りたい情報を分かりやすく伝えることができるよう、一層の工夫をしま
す。

(2) 環境学習の充実（多世代：区立小学校全校対象、教材開発）

子どもたちの環境に対する関心を高めるため、出前学習を実施しています。区立小学校全校を対象に映像教材を活用した新たな環境学習を実施することを通じて、子どもの頃からごみの減量やリサイクルの必要性に関心を持てるよう働きかけを行います。また、こうした取組による環境意識の変化が子どもから家族へも波及するような仕組みを検討し、取組を推進します。

大人向けには、現在町会・自治会等で研修会等を実施しています。今後、動画配信や杉並清掃工場との連携により親子や外国人向けの内容も取り入れるなど、多世代向けの環境学習を推進します。

(3) 外国人居住者等対策

言語や文化等の違いから、区内の外国人居住者が区のごみ出しルールを理解できず、事業系有料ごみ処理券を貼付しないケース等、ごみを適正に排出することが困難な場合があります。このような問題を解決するために、7か国語に対応した刊行物や英語版広報紙（Hello! SUGINAMI）に加え、簡単な日本語や分かりやすいイラストで表記するなど、ごみ・資源の分け方・出し方を外国人にわかりやすく伝えられるよう工夫します。

(4) ごみ・資源、清掃工場の運営状況の見える化

区民・事業者が区の取組の費用対効果や資源の行く末を十分に理解した上で、日々のごみ・資源の適正分別等に意識的に取り組めるように、ごみ処理やリサイクル事業の状況や経費・その効果等を分析・数値化し、情報の可視化を進め、区ホームページや広報紙等による情報発信を進めます。

杉並清掃工場の運営状況や環境測定結果などについては、東京二十三区清掃一部事務組合から提供される情報を区ホームページや広報紙等により区民へ周知します。また、杉並清掃工場が実施している普及啓発イベントなどの機会を捉えて、ごみ処理の状況を知ってもらい、開かれた清掃事業を目指します。

【取組 6 継続的な進行管理と効率的・効果的な組織の見直し】

本計画の推進を図るために、目標達成に向けた取組の進捗状況を定期的に点検・評価し、適切な見直しを行っていきます。また、計画指標の達成に向けた各主体の意識改革や行動変容を促すため、それぞれの取組状況や計画指標の達成状況等を広く周知していきます。

具体例

(1) 継続的な進行管理

計画立案（改定）【P l a n】⇒計画実施【D o】⇒進捗評価・目標達成評価【C h e c k】⇒改善事項決定【A c t i o n】といったPDCAサイクルによる計画指標の達成管理を毎年度の実績値を用いて行い、計画指標の達成状況を確認していきます。

(2) 災害廃棄物対策

区では、令和2年度(2020年度)に「杉並区災害廃棄物処理計画」を策定し、これに基づく「杉並区災害廃棄物処理マニュアル」を作成しました。今後は、協定先や都・東京二十三区清掃一部事務組合等関係機関、区内関係所管との協議や調整、災害時のごみ出しルールなどの普及・啓発活動等、平常時にできる検討や準備を着実に進めていきます。

【災害廃棄物発生量（推計）】※

がれき発生量	生活ごみ発生量		し尿発生量
	可燃ごみ、不燃ごみ、資源	粗大ごみ等	
約 149 万 t（水害による発生量は約 19 万 t）	約 369 t / 日（うち避難所ごみ発生量は約 74 t / 日）	約 6.2 千 t / 年	約 29 万 L / 日

※ 東京湾北部地震（M7.3）（冬 18 時・風速 8 m/s）を想定（杉並区で最大の被害が見込まれるため）

(3) 組織の見直し

災害時における円滑な清掃事業の執行体制を確保するとともに、平常時の清掃事業はもとより、今後ニーズが高まるふれあい収集や環境学習等を効率的に実施できる体制の構築に向け、直営と民間事業者による収集エリアの整理等を行い、民間事業者への委託を進めることと併せて、組織の改編等を含めた見直しを行っていきます。

第 3 章 生活排水処理基本計画

1 現状と課題

区内の下水道については、ほぼ100%整備が完了していますが、わずかに残る下水道未普及地域にある住宅や一部の老朽化した住宅などでは、くみ取りトイレや浄化槽式トイレが残存しており、そのし尿の収集・運搬は引き続き実施する必要があります。一方、事業活動に伴って排出される、し尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等の処理は、事業者の責任で一般廃棄物処理業者により処理が行われています。

2 基本方針



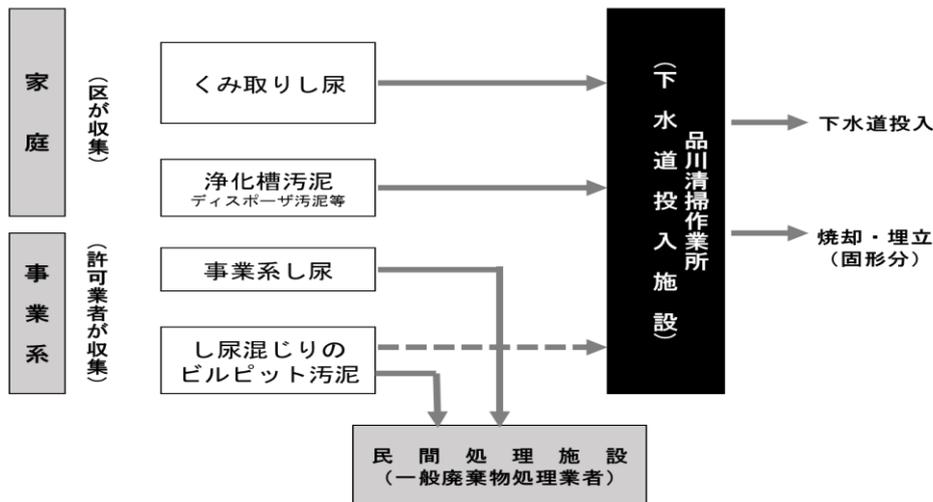
区内の家庭から排出されるし尿の収集・運搬については、委託により事業を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営をする品川清掃作業所まで運搬します。

家庭から排出される浄化槽汚泥の収集・運搬については、これまで一般廃棄物収集運搬許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施してきました。今後も許可業者による収集・運搬を継続していきます。

収集したし尿や浄化槽汚泥は、品川清掃作業所で一定の処理を加え、固形分を取り除いた後、下水道放流による処分を行い、残存物は、焼却処理した後、埋め立て処分します。

事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等の処理は、事業者処理責任の徹底を図っていきます。

【し尿など処理の流れ】



第4章 食品ロス削減推進計画

Ⅰ 計画策定の背景

1 食品ロスを取り巻く課題

本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまっている食品ロスについては、国全体で、年間約 600 万 t 発生し（平成 30 年度(2018 年度)）、その内訳は、約 46%の 276 万 t が家庭系、約 54%の 324 万 t が事業系となっています（農林水産省 平成 30 年度(2018 年度)推計値）。

食品ロスは貴重な資源の喪失であり、過剰に提供される料理の調理過程で使用するエネルギーや資源が無駄になるとともに、食品の生産、輸送、調理、処分等の過程で排出される温室効果ガスが気候変動の要因にもなっているため、解決を図るべき重要な問題です。

食品ロスの削減は、ごみの減量に資することから、更なる推進を図ることが求められています。家庭系はもとより事業系に関しても区民、事業者等とも連携し、発生抑制を中心としたより一層の取組が必要です。

2 区の現状と課題

令和 3 年度(2021 年度)実施の「家庭ごみ排出状況調査」の結果では、家庭から出る可燃ごみのうち生ごみが約 34%を占めており、そのうちの約 5%が食品ロスです。年間に換算すると区内で約 4,532 t が家庭系の食品ロスとして廃棄されています。なお、国の試算から推計すると、事業系の食品ロスに関しても同等以上の量が廃棄されていることが見込まれています。

食品ロス削減のためには、製造、販売、消費の各段階における行動変容につなげることが重要であり、区民や事業者に求められている取組を周知・啓発することが必要です。また、区自らも事業者として、学校給食等の残菜の削減や資源化に取り組むとともに、区、区民、事業者等が協働して食品ロス削減に取り組む仕組みを構築していくことが必要です。

II 計画指標

国や都の食品ロス削減の基本方針を踏まえた上で、次のとおり数値目標を設定します。官民一体となった様々な取組を展開することで目標達成を目指し、その進捗状況を管理していきます。

【数値目標】

	平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)	単位
指標1 家庭ごみにおける食品ロス	3,387	2,482	—	2,200	1,900	1,600	t
指標2 食品ロス削減に協力する店舗数	—	—	426	1,000	1,450	1,900	店

<指標1>家庭ごみにおける食品ロス (t)

国の基本方針を踏まえた上で、平成27年度(2015年度)を基準として令和12年度(2030年度)までに約50%以上削減し、進捗を評価します。

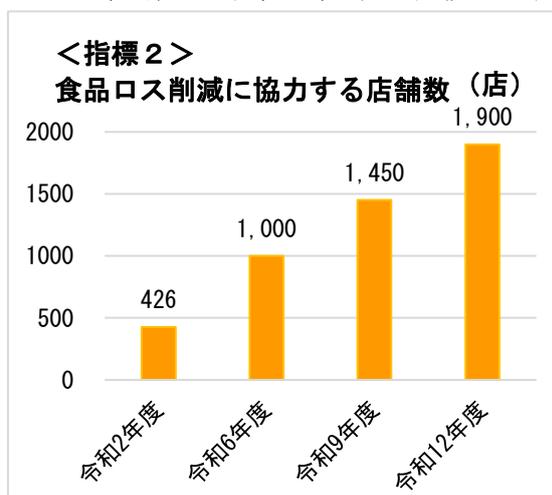
※食品ロスの排出状況を定期的に把握(当該期間2回以上の組成調査)し、進捗を評価します。

<指標2>食品ロス削減に協力する店舗数(店)

(「食べのこし0(ゼロ)応援店」、フードシェアリングサービス導入店舗)

区内約5,000店舗の内、令和12年度(2030年度)までに協力店舗数を1,900店舗以上とします。

※事業者における食品ロス削減の取組状況について、定期的に把握し、進捗を評価します。



III 目標達成に向けた取組

【取組 1 食品ロス発生抑制のための普及啓発活動】



区民・事業者に対して食品ロス削減の重要性を理解してもらい、行動変容を促すことが必要です。食べきりレシピ等を活用した広報活動や紙芝居や絵本等を活用した保育園・学校での環境学習、各種団体と連携した取組など、幅広い世代の方々に向けた普及・啓発を行います。

具体例

(1) 「食べきり」レシピ等による広報活動

清掃情報誌「ごみパッケン」やホームページ等様々な媒体を通して食材を有効活用するための食べきりレシピについての広報活動を行います。

レシピは、区と共に食品ロス削減に取り組む「食べのこし0（ゼロ）応援店」からも幅広く募り、レシピを通して「調理の際の過剰除去」や「食べのこし」の防止についてわかりやすく説明するとともに、区民に対して「食べのこし0（ゼロ）応援店」の周知も図っていきます。

加えて、実践的な活動として、区内大学等との連携により、レシピを活用した料理教室（講座）を実施します。

さらに、食品ロス削減月間（毎年10月）には、集中的な啓発活動を展開し、区民・事業者の理解・協力を求めています。

また、チェーン展開する「食べのこし0（ゼロ）応援店」等と連携し、「手前どりPOP」を配布・活用することにより、消費者一人ひとりに対して食品ロス削減の意識付けを行い、行動変容を促していきます。

(2) 食品ロス削減の紙芝居・絵本等を活用した環境学習（家庭系）の実施

区で作成した紙芝居・絵本等の啓発物を活用し、保育園・学校での環境学習を行います。

保育園・学校で継続して行うことにより、家庭における食品ロス削減問題に対する理解を深め、環境問題に繋げていくことを目指します。

また、動画を活用した啓発についても検討し、実施していきます。

(3) 宴会時の「食べきり」啓発物の作成・配布

乾杯後 30 分は料理を楽しみ、お開き前の 10 分はもう一度料理を楽しもうという「30・10 運動」を事業者・区民と協働して行い、宴会時における食品ロスの削減を推進します。

【取組 2 食品ロス削減を促進させるための仕組みづくり】



食品ロス削減のため区、区民、事業者等が協働して取り組めるような仕組みを構築することが重要です。家庭系ではフードドライブの拡充、事業系では「食べのこし0（ゼロ）応援店」やフードシェアリング事業を拡充していく必要があります。また、事業者が食品ロス削減に取り組めるよう、事業者向けのツールや情報を重点的に提供していきます。

具体例

(1) フードドライブの拡充（家庭系）

区では、食品ロスの削減と食品の有効活用を目的として、家庭で使いきれない食品（未利用食品）の常設受付窓口（12か所）を設置しています（令和3年度(2021年度)末現在）。

提供された未利用食品は、区内の子ども食堂や社会福祉協議会などに提供しています。

今後は、常設受付窓口の運営と併せて、地域での自発的な社会貢献活動となるよう関係所管と連携した事業の拡充を図るほか、普及啓発や活動の支援にも取り組めます。

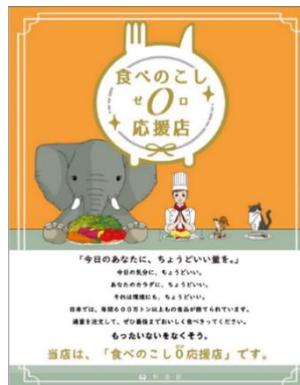


【フードドライブ受付実績】

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
実績	3,282個	6,031個	6,542個

(2) 「食べのこし0(ゼロ)応援店」の拡充(事業系)

区は、区民及び事業者に対し食品ロス削減への意識向上を図るため、平成30年(2018年)12月より小盛メニューの提供や持ち帰り希望者への対応など食品ロス削減に取り組む飲食店等を「食べのこし0(ゼロ)応援店」として登録する事業を開始しました。登録店舗数は、392店舗(令和2年度(2020年度)末現在)となりましたが、事業委託及び地域貢献活動として令和3年(2021年)5月に食品ロス削減に関する協定を締結した事業者との連携・協働により、計画的に拡充を図ります。



(3) フードシェアリング事業の促進(事業系)

更なる事業系の食品ロス削減を推進していくため、令和2年(2020年)4月にフードシェアリングサービスを運営する事業者と協定を締結し、売れ残り間際の食品を安価で消費者に提供する取組を進めてきました。フードシェアリングアプリ導入店舗数は、53店舗(令和2年度(2020年度)末現在)となりました。引き続き、導入店舗の拡充を図るとともに、周知方法を工夫し、フードシェアリングサービスを食品ロス削減のツールとして幅広く認知され、利用が拡大するよう努めます。



資 料 編

1 地域の特徴

1-1 杉並区の位置と形状

杉並区は、東京 23 区の西端に位置し、東は中野区と渋谷区、西は三鷹市と武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と接しています。

区内はほぼ平坦な台地ですが、西から東へ向かって緩やかに傾斜しています。



東経	139 度 35 分～40 分
北緯	35 度 40 分～44 分
東西	7,508m
南北	7,159m
面積	34.06km ²

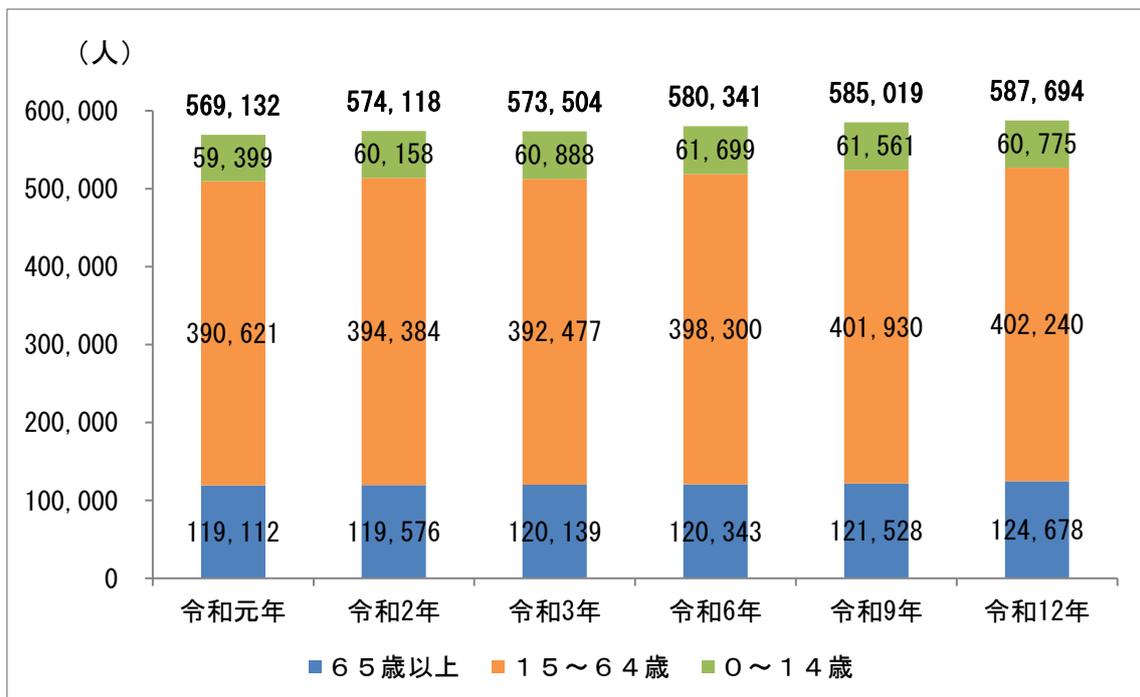
1-2 人口等

(1) 現在人口・将来人口予測

令和3年(2021年)1月1日現在の人口は573,504人(外国人を含む)です。
令和12年(2030年)には587,694人になると見込まれています。

【杉並区推計人口(年齢3区分別)】

和暦(平成) 西 暦	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和6年 (2024年)	令和9年 (2027年)	令和12年 (2030年)
0～14歳	59,399	60,158	60,888	61,699	61,561	60,775
	10.4%	10.5%	10.6%	10.6%	10.5%	10.3%
15～64歳	390,621	394,384	392,477	398,300	401,930	402,240
	68.6%	68.7%	68.4%	68.6%	68.7%	68.4%
65歳以上	119,112	119,576	120,139	120,343	121,528	124,678
	20.9%	20.8%	20.9%	20.7%	20.8%	21.2%
合 計	569,132	574,118	573,504	580,341	585,019	587,694



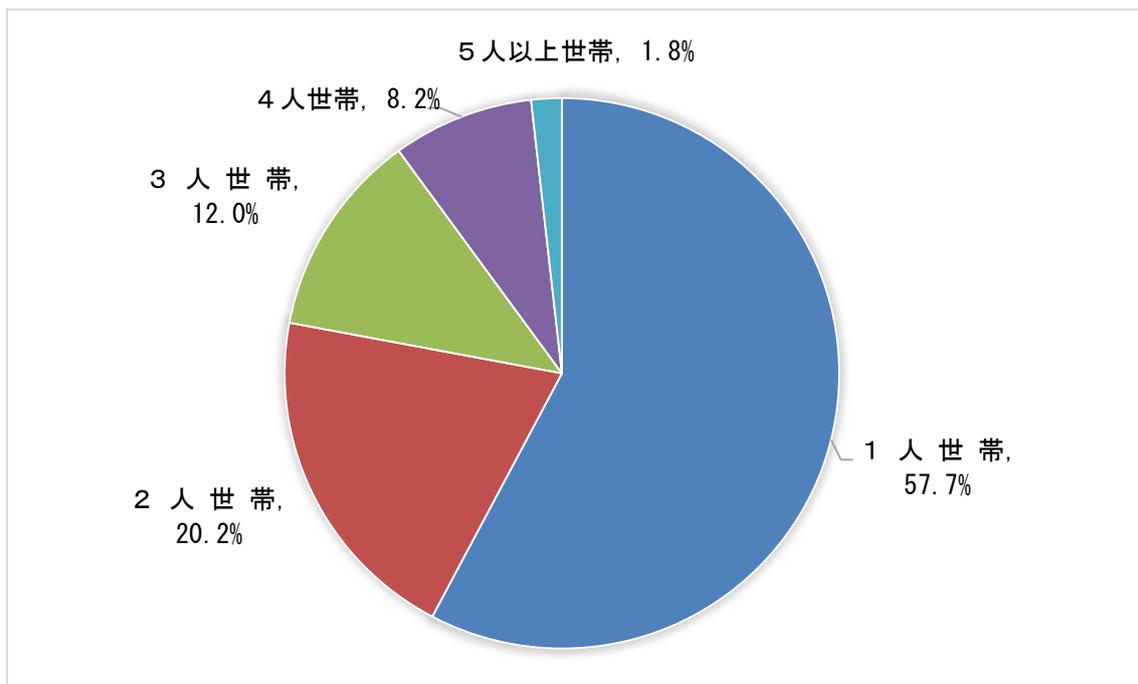
※推計値は小数点以下を四捨五入して表記。このため各年齢の表記上の数値を足し上げた数値と、合計値は必ずしも一致しない。

※令和元～3年(2019～2021年)は1月1日現在の住民登録人口と外国人登録人口の合計値。4年(2022年)以降は、杉並区が推計した数値。

(2) 現在世帯数と世帯人員別構成比

令和3年(2021年)1月1日現在の世帯数は325,403世帯(外国人を含む)です。

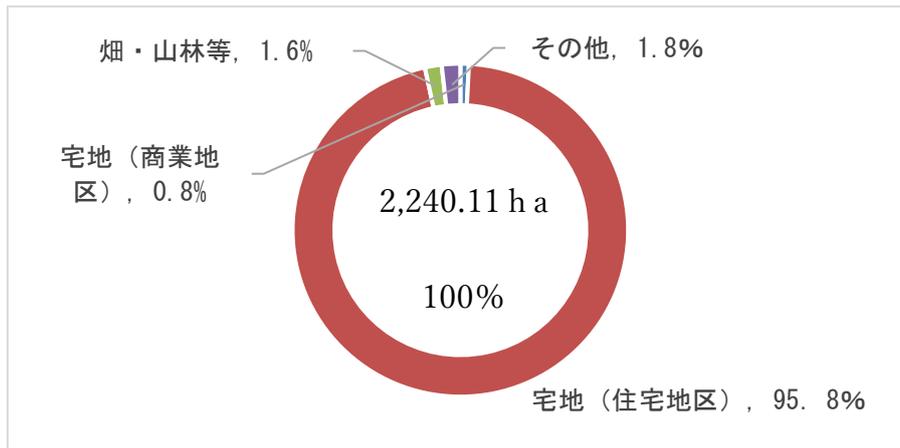
世帯人員別の世帯数は、1人世帯が57.7%と最も多く、2人世帯が20.2%と続き、2人以下の世帯が全体の約4分の3を占めています。



1-3 土地利用・住宅

(1) 土地利用

地目別に面積の構成比は、2,240.11haのうち宅地（住宅地区）が95.8%と大多数を占めており、宅地（商業地区）が0.8%、畑・山林等は1.6%となっています。

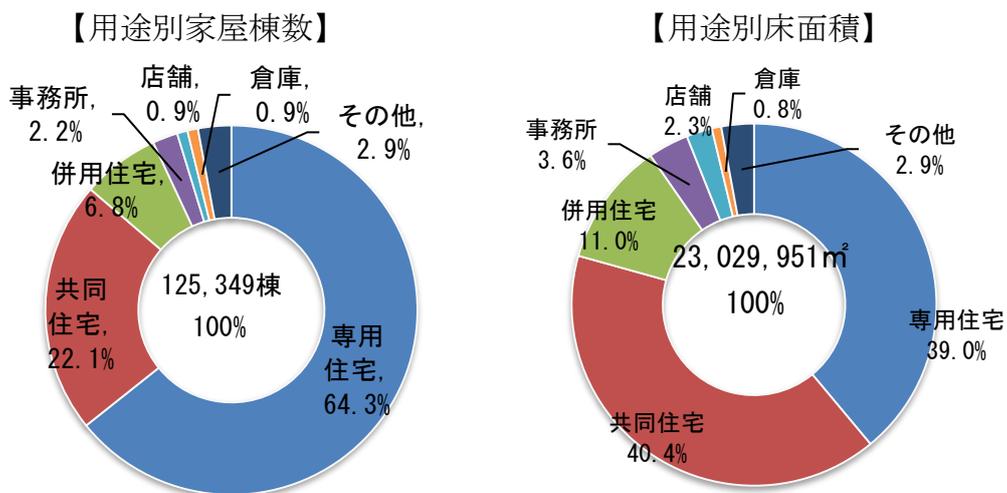


※ 特別区の統計、令和2年(2020年)1月1日現在

(2) 用途別家屋棟数及び床面積

用途別の家屋棟数は、専用住宅が64.3%と最も多く、共同住宅が22.1%を占めています。

用途別の床面積は、専用住宅が39.0%、共同住宅が40.4%を占めており、この2つが全体の4分の3以上を占めています。



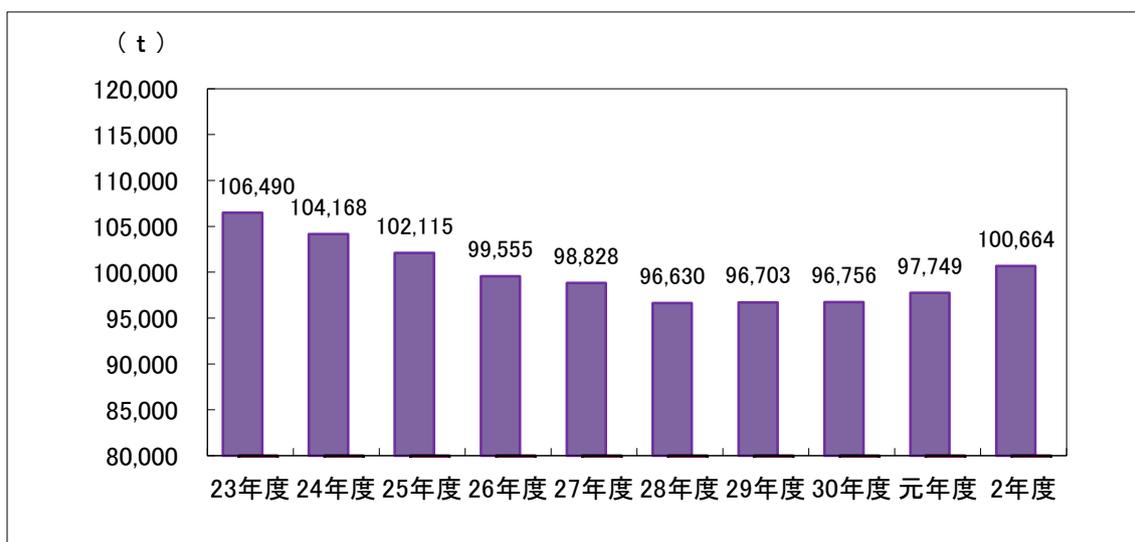
※ 杉並区統計書、令和2年(2020年)1月1日現在

2 ごみ・資源の現状

2-1 ごみ・資源量

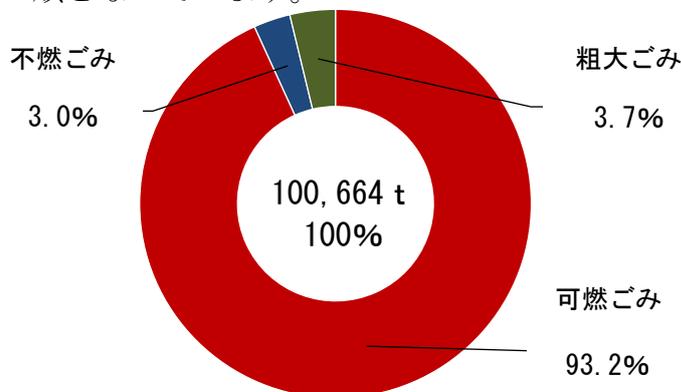
(1) 区のごみ収集量

令和2年度(2020年度)の区収集ごみ量(可燃・不燃・粗大)は、100,664 t となっています。区収集ごみ量は人口増加等を要因として平成29年度(2017年度)から増加傾向にあります。さらに、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等もあり、区収集ごみ量は増加しています。



(2) 分別区分割合(令和2年度(2020年度))

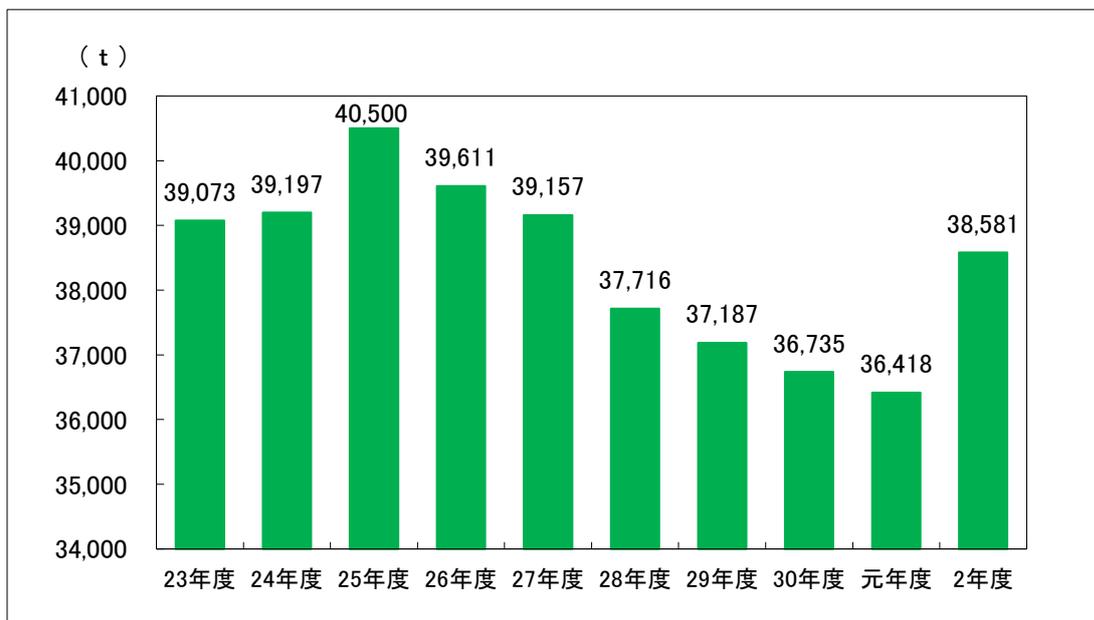
ごみの分別区分割合としては、可燃ごみが93.2%と最も多く、次いで粗大ごみ、不燃ごみの順となっています。



※ 端数処理のため合計があわない場合があります。

(3) 区の資源回収量

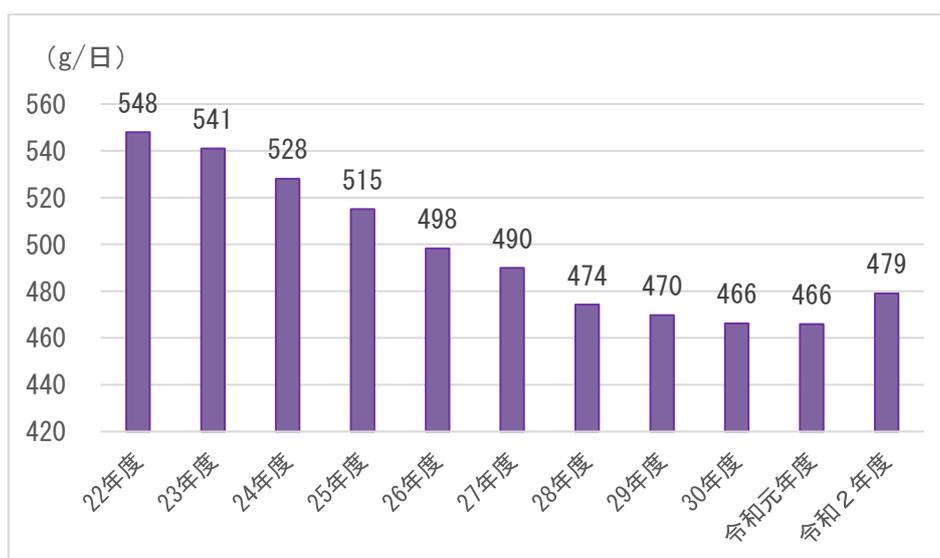
令和2年度(2020年度)の資源回収量(集団回収を含む)は38,581tとなっており、近年減少傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により増加しました。



※ 端数処理のため合計があわない場合があります。

(4) 区民一人1日当たりのごみ排出量の推移

区民一人1日当たりのごみ排出量について、ここ数年緩やかな減少傾向でしたが、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響等から前年度比で13g増加しました。

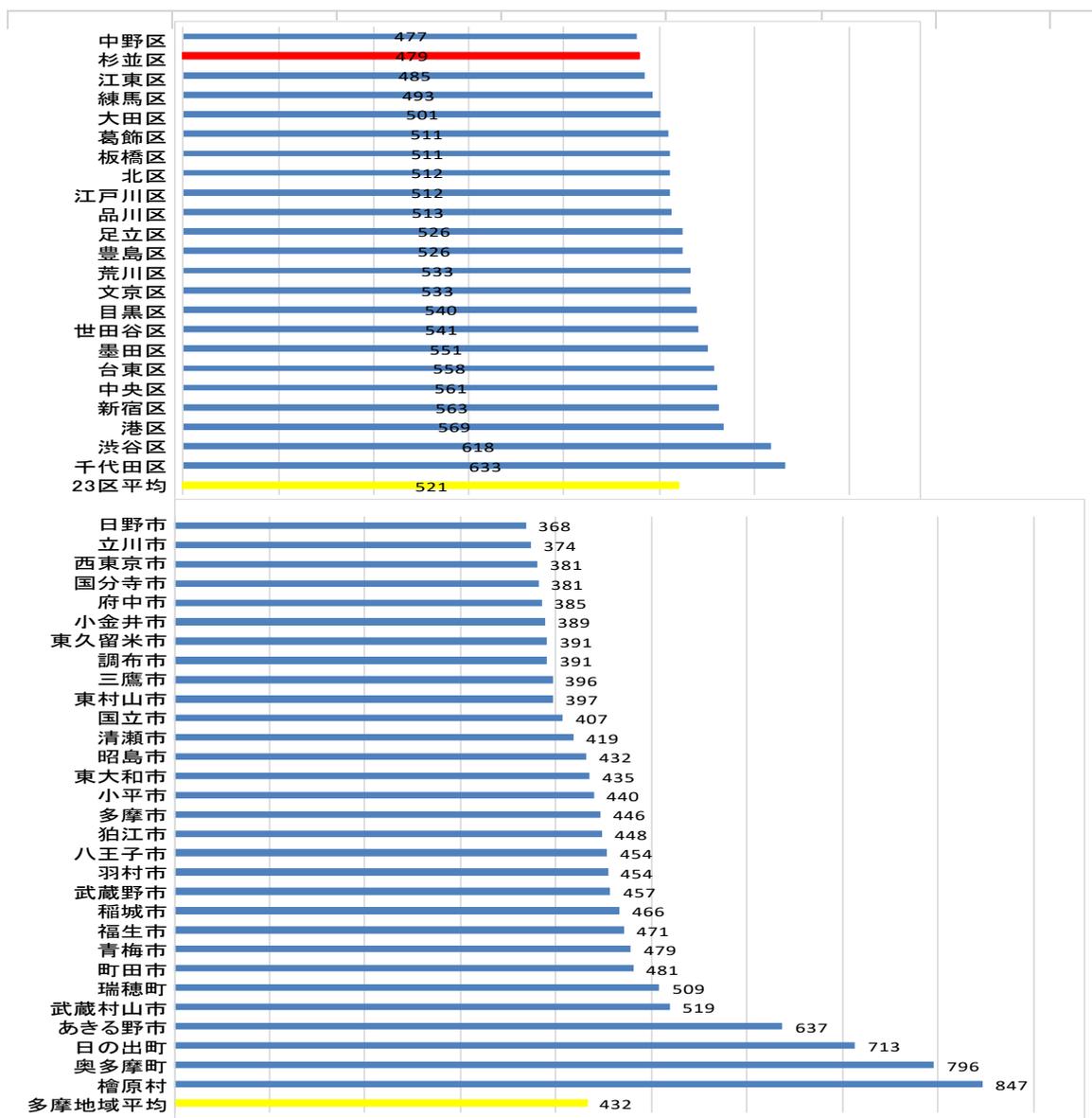


※ 年間ごみ排出量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 365日

(5) 一人1日当たりのごみ排出量の比較

区の一入1日当たりのごみ量（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）は、23区内で少ない方ですが、多摩地区と比較すると、決して少ない量ではありません。なお、収集には事業系ごみが含まれるため、事業所が多く立地する自治体においては、一人1日当たりのごみ排出量は高くなる傾向があります。

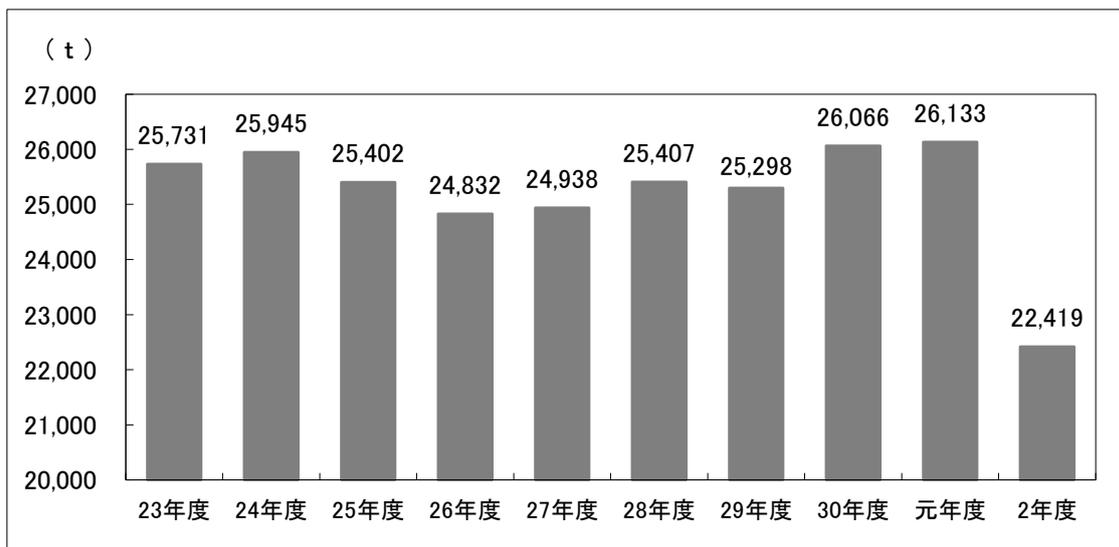
【令和2年度(2020年度)実績】(g/人日)



※ 23区分：令和2年度（2020年度）清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）
 市町分：令和2年度（2020年度）多摩地域ごみ実態調査（東京市町村自治調査会）
 23区分は、区が収集した可燃・不燃・粗大・管路の合計（持込分・資源物除く）市町分は、各自治体が収集したもののうち、可燃・不燃・粗大の合計（持込分・資源物・有害除く）人口は、令和2年(2020年)10月1日現在の総人口（外国人登録者を含む）

(6) 事業系持込ごみ量

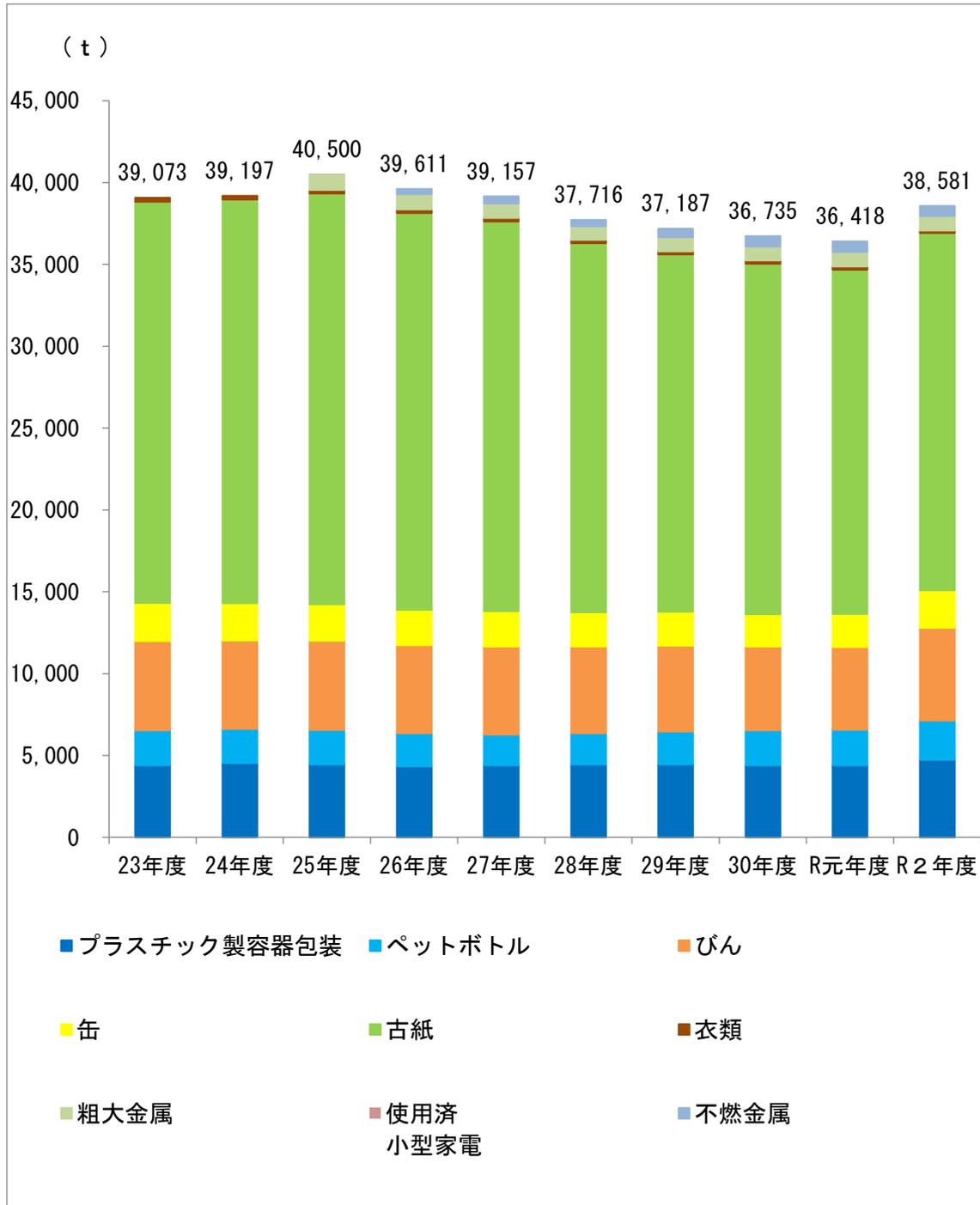
令和 2 年度(2020 年度)の一般廃棄物収集運搬許可業者によるごみ収集量及び事業者による直接搬入量は、22,419 t となっています。新型コロナウイルス感染症の影響等から、家庭から排出されるごみ量が増加した一方で、事業系持込ごみは大幅に減少しました。



※ 持込ごみ量算出方法について 平成 20 年度(2008 年度)から排出事業者の各区の実績値の足し上げから算出しています。

2-2 資源回収

(1) 資源回収量（内訳）



※ 上記回収量は、集積所回収・拠点回収・集団回収の合計。

※ 端数処理のため合計があわない場合があります。

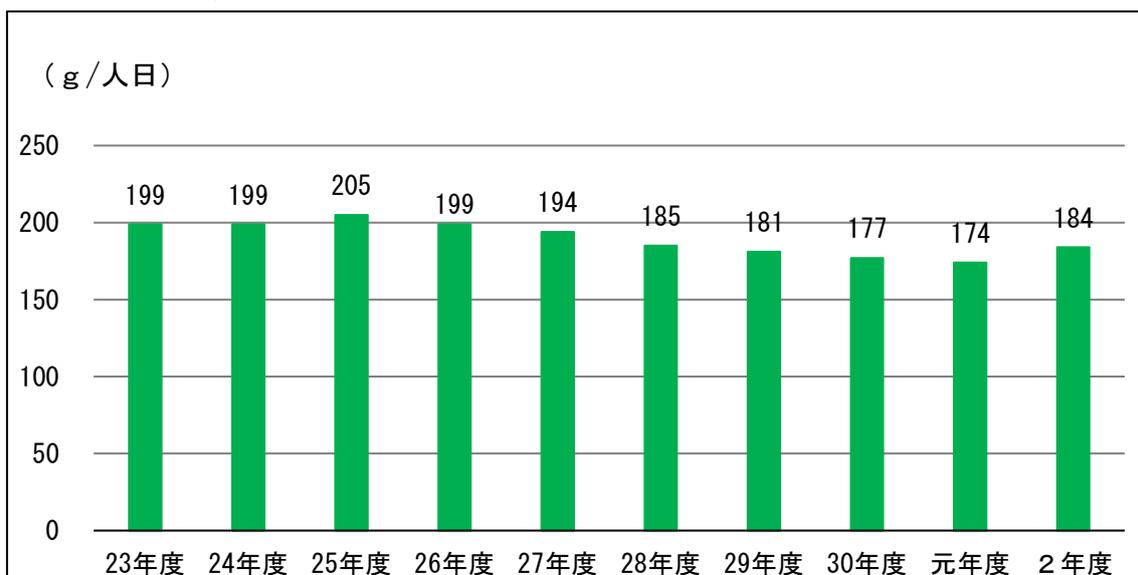
(2) 区民一人1日当たりの資源回収量

資源品目：行政回収（古紙・びん・かん・ペットボトル・プラスチック製容器包装）

ピックアップ回収（不燃金属・粗大金属）

拠点回収（小型家電）

集団回収（古紙・リターナブルびん・かん・布類）

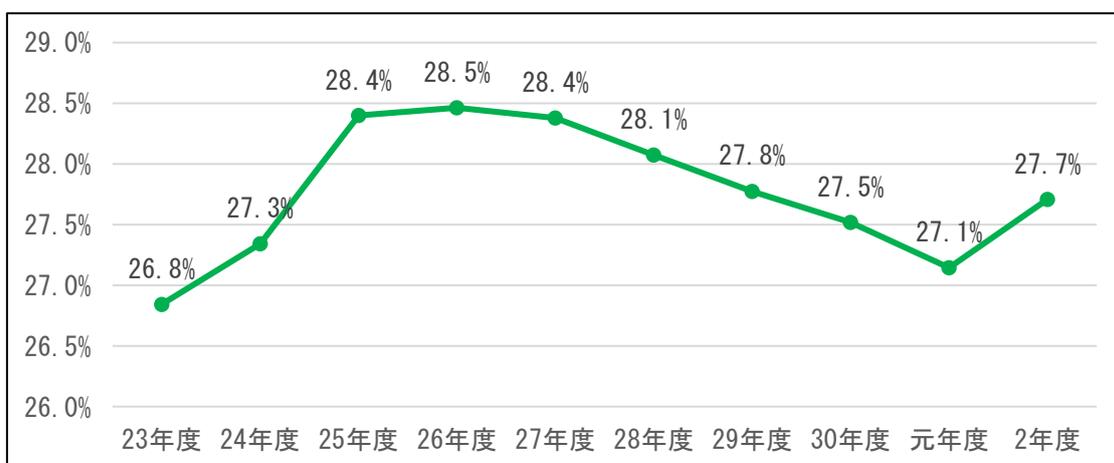


※ ピックアップ回収…区が収集した粗大ごみ、不燃ごみの中から資源物を選別し、リサイクルする

{年間資源量（行政回収・ピックアップ回収・拠点回収・集団回収）÷人口÷365日}

(3) 資源回収率

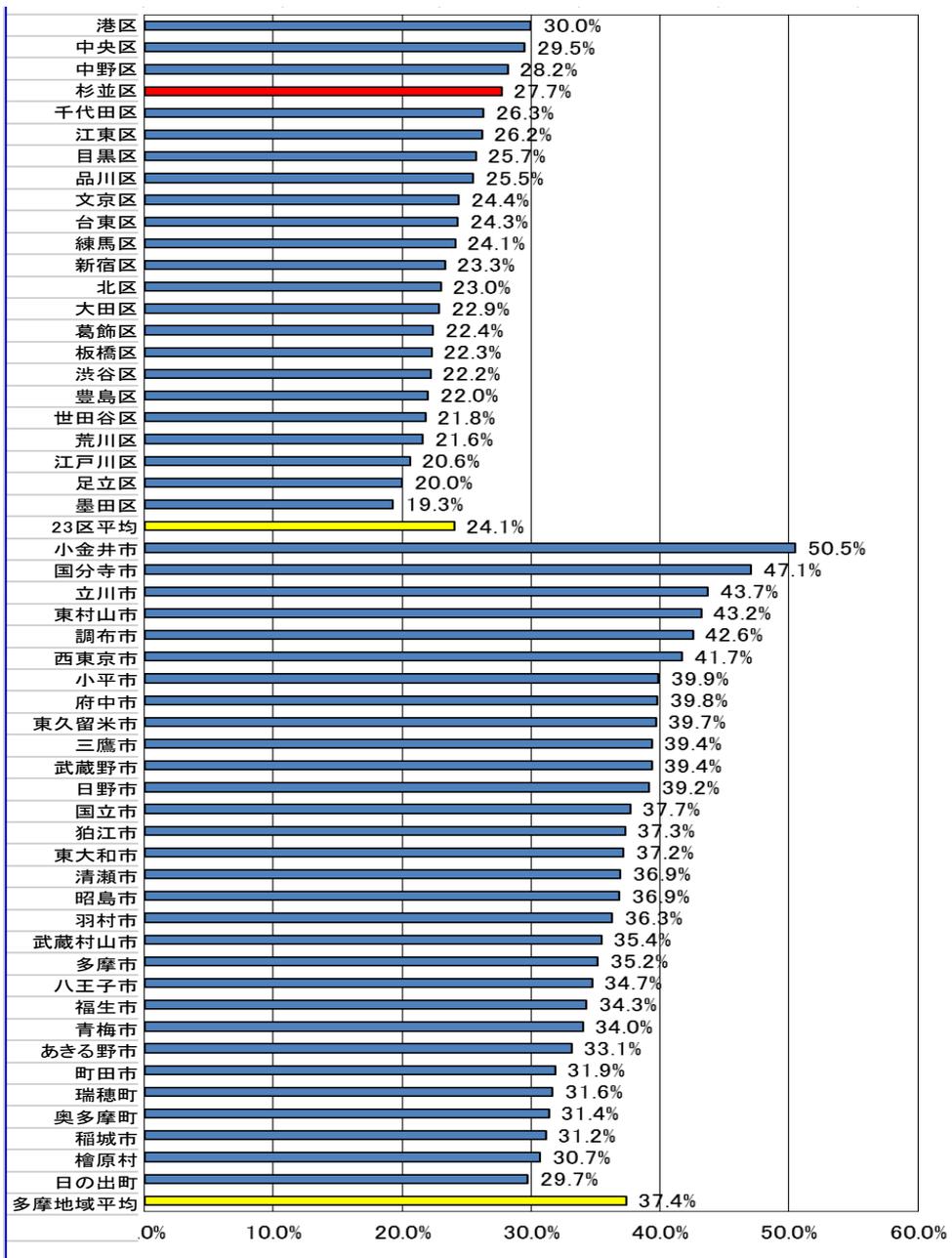
資源回収率とは、ごみ収集量と資源回収量のうち、古紙・びん・かん等の資源が適正排出されている割合です。



※ {年間資源回収量÷（年間ごみ収集量+年間資源回収量）} ×100

(4) 資源回収率の比較

区の資源回収率は、23区の中では高い方ですが、多摩地区と比較すると、決して高くはありません。



※ 23区分：令和2年度（2020年度）清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）

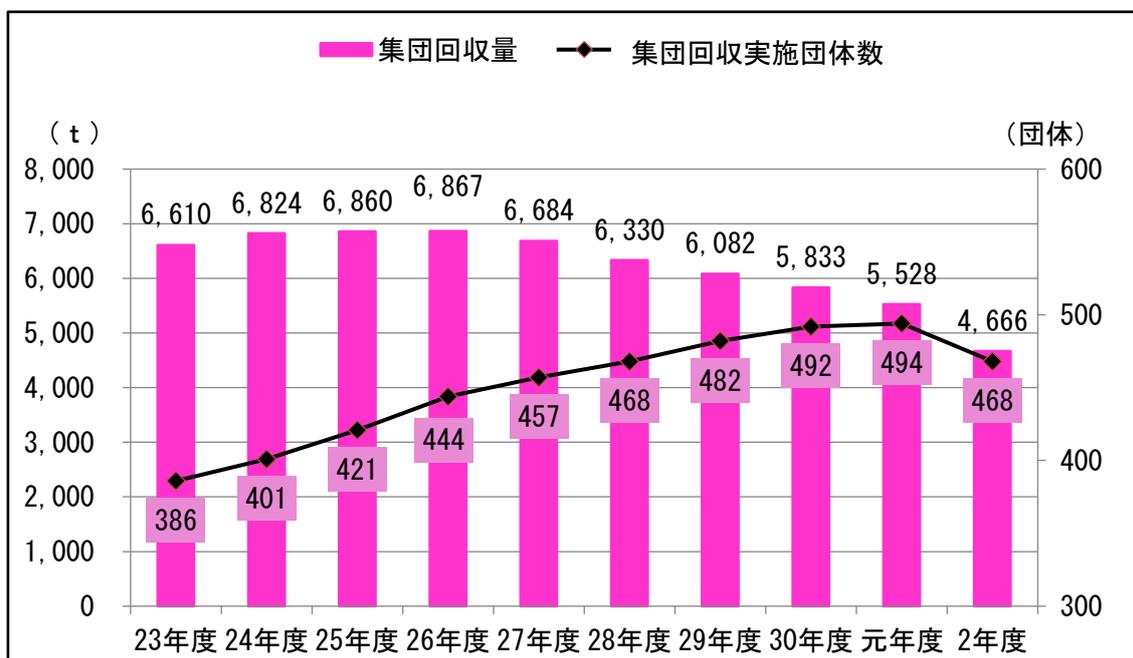
市町分：令和2年度（2020年度）多摩地域ごみ実態調査（東京都市町村自治調査会）

23区分は、 $(\text{区資源量} + \text{集団回収量}) \div (\text{可燃} + \text{不燃} + \text{粗大} + \text{区資源量} + \text{集団回収量})$

市町分は、 $(\text{資源からの資源化量} + \text{集団回収量} + \text{収集後資源化量}) \div (\text{総ごみ量} + \text{集団回収量})$

(5) 集団回収量と集団回収実施団体数

集団回収対象品目：古紙・リターナブルびん・かん・布類



2-3 家庭ごみの排出状況調査

(1) 調査目的

区は、本計画において、清掃・リサイクル事業の指針やごみ減量等について数値目標を定めています。家庭ごみ排出状況調査では、家庭から排出されるごみ量及び性状などの調査を行い、新型コロナウイルス感染症のごみ性状への影響を観察するとともに、今後のごみ減量・リサイクル推進のため基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査内容

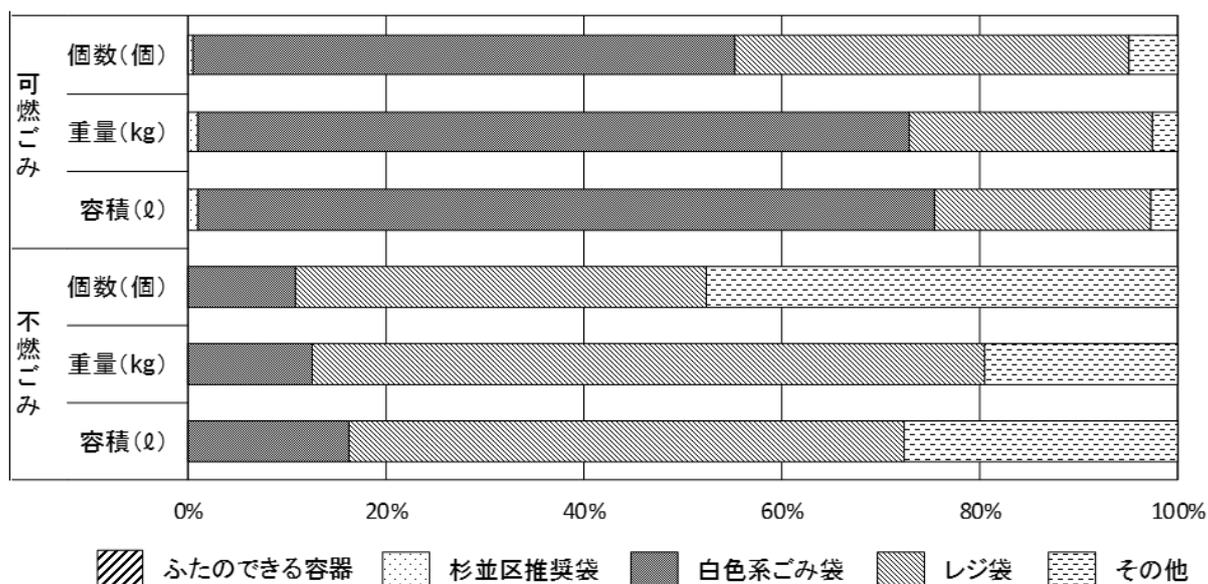
期間	令和3年(2021年)6月22日～7月5日
対象	戸建て住宅 大中規模集合住宅 住宅商業混在住宅 単身者向け集合住宅 上記住居形態から8地点の調査サンプルを回収し調査
サンプル	可燃ごみ2回、不燃ごみ1回(事業系ごみは対象外)
調査場所	杉並清掃工場
調査内容	ごみ出し容器の形状調査、組成分析調査、未利用食品調査

(3) 調査結果

●ごみ出し容器の形状調査

調査全体における容器形状別の排出量は以下に示すとおりです。可燃ごみでは、個数で「白色系ごみ袋」が 54.68%、重量で「白色系ごみ袋」が 71.95%、容積で「白色系ごみ袋」が 74.27%と最も大きくなっています。不燃ごみでは、個数で「その他（直接排出、紙袋等）」が 47.66%、重量で「レジ袋」が 67.96%、容積で「レジ袋」が 56.05%と最も大きくなっています。

可燃ごみ						
容器の形状	個数 (個)		重量 (kg)		容積 (ℓ)	
ふたのできる容器	-	-	-	-	-	-
杉並区推奨袋※	6	0.56%	20.56	0.97%	220	1.12%
白色系ごみ袋	590	54.68%	1,519.75	71.95%	14,583	74.27%
レジ袋	431	39.94%	518.41	24.54%	4,319	22.00%
その他（直接排出、紙袋等）	52	4.82%	53.52	2.53%	512	2.61%
合計	1,079	100.00%	2,112.24	100.00%	19,634	100.00%
不燃ごみ						
容器の形状	個数 (個)		重量 (kg)		容積 (ℓ)	
ふたのできる容器	-	-	-	-	-	-
杉並区推奨袋	-	-	-	-	-	-
白色系ごみ袋	14	10.94%	12.54	12.63%	92	16.37%
レジ袋	53	41.41%	67.48	67.96%	315	56.05%
その他（直接排出、紙袋等）	61	47.66%	19.27	19.41%	155	27.58%
合計	128	100.00%	99.29	100.00%	562	100.00%



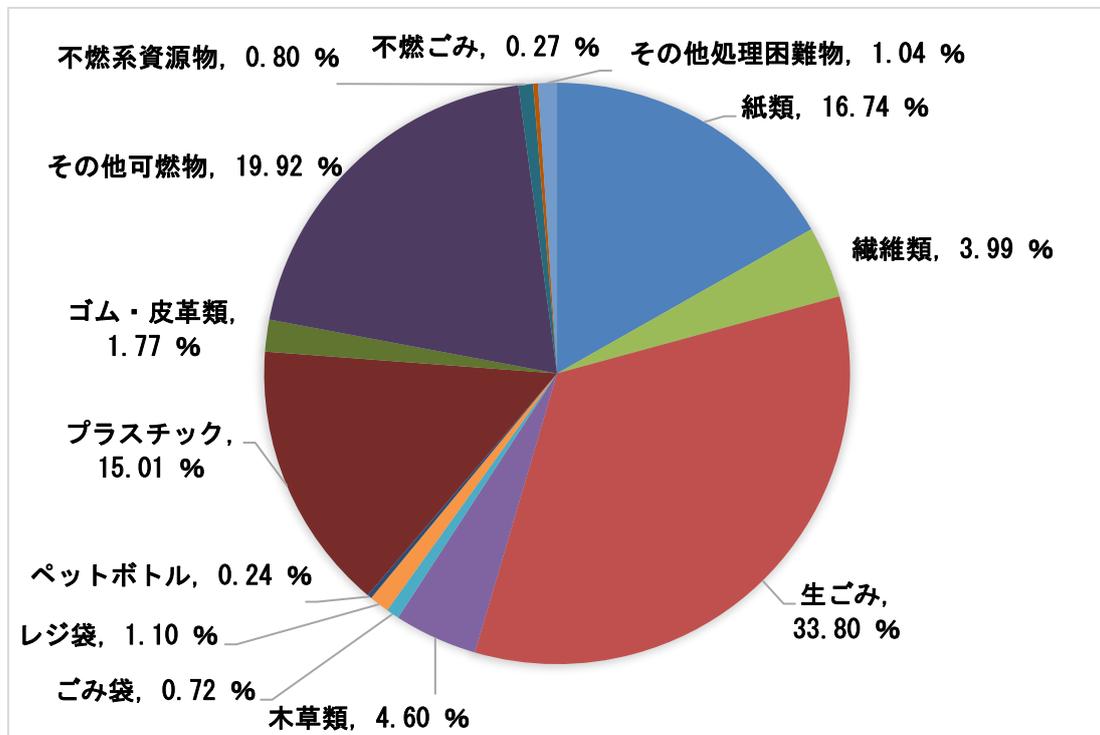
※杉並区推奨袋・・・カラス対策の「黄色いごみ袋」

●組成分析調査

・可燃ごみ

可燃ごみの組成割合（区内全体の推計※）は図表①に示すとおりです。最も割合が多いのは「生ごみ」33.80%、次いで「その他可燃物」19.92%、「紙類」16.74%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前に実施した令和元年度（2019年度）組成分析調査と比較すると、「生ごみ」は約3%減少しましたが、「プラスチック」が約6%増加しています。

図表① 可燃ごみ調査全体の組成割合

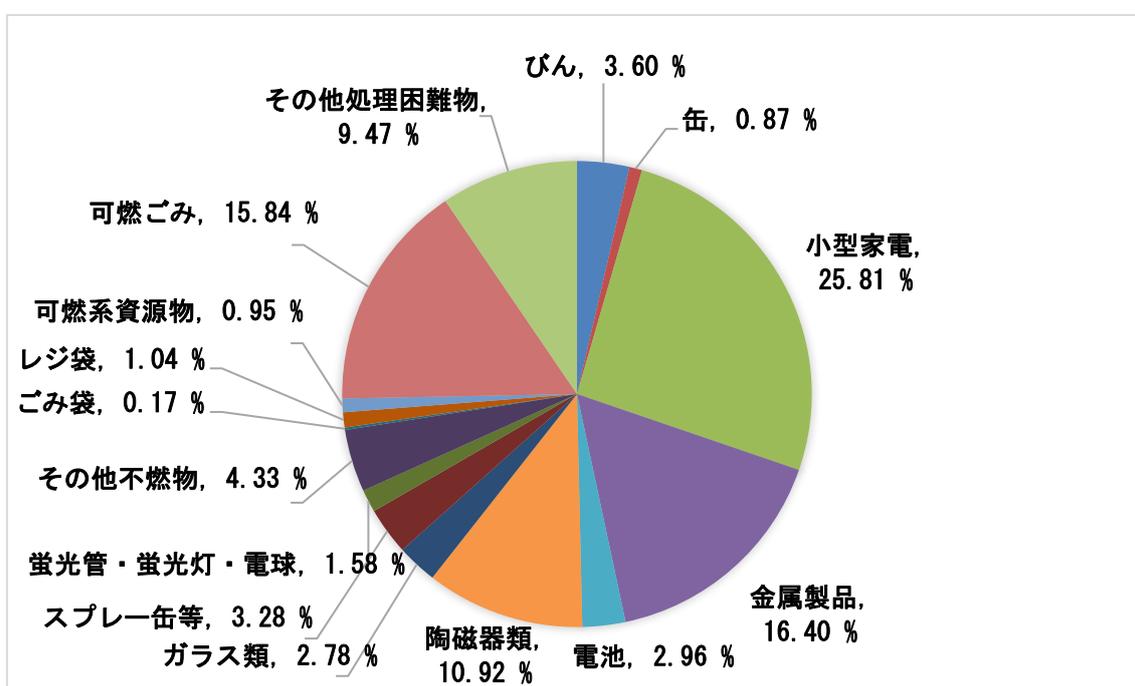


※ 区内全体の推計…組成分析調査結果から、区内全体の組成割合を推計したもの（端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合がある）

・不燃ごみ

不燃ごみの組成割合（区内全体の推計）は図表②に示すとおりです。最も割合が多いのは「小型家電」25.81%、次いで「金属製品」16.40%、「可燃ごみ」15.84%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較すると、「小型家電」「金属製品」がそれぞれ約5%の増加、ガラス類が約4%減少しています。

図表② 不燃ごみの調査全体の組成割合



※ 区内全体の推計…組成分析調査結果から、区内全体の組成割合を推計したもの
（端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合がある）

●未利用食品調査

・生ごみ中の未利用食品混入割合

生ごみ中の未利用食品混入割合は以下に示すとおりです。未利用食品は、生ごみの13.88%を占めており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較すると、約4%増加しています。このような未利用食品の廃棄を削減するためにも、フードドライブを含めた食品ロス削減に関する各事業の推進や区民への普及啓発に取り組むことが重要です。

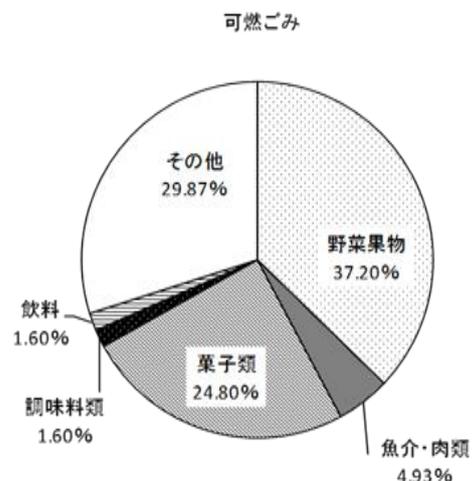
単位：kg

可燃ごみ	調査全体	戸建住宅	大中規模 集合住宅	住宅商業 混在住宅	単身者向け 集合住宅
生ごみ量	510.67	149.55	153.17	106.79	101.16
残飯量	62.28	12.76	17.23	16.81	15.48
調理くず量	377.51	120.25	111.93	75.43	69.90
未利用食品量	70.88	16.54	24.01	14.55	15.78
未利用食品 混入割合	13.88%	11.06%	15.68%	13.62%	15.60%

・種類別排出割合

未利用食品を種類別に「野菜果物」「魚介・肉類」「菓子類」「調味料類」「飲料」「その他」の6つに区分しました。種類別排出割合は以下に示すとおりです。「その他」を除くと、「野菜果物」37.20%が最も高く、次いで「菓子類」24.80%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較すると、「野菜果物」が約11%増加しています。一方で「菓子類」は約3%減少しています。

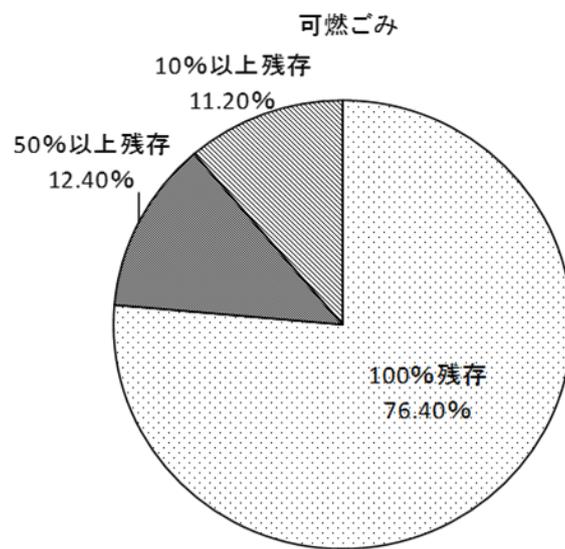
種類別	可燃ごみ	
	個数（個）	割合（％）
野菜果物	279	37.20%
魚介・肉類	37	4.93%
菓子類	186	24.80%
調味料類	12	1.60%
飲料	12	1.60%
その他	224	29.87%
合計	750	100.00%



・残存量別排出割合

未利用食品を残存量別に「100%残存」「50%以上残存」「10%以上残存」の3つに区分しました。調査結果は以下に示すとおりです。「100%残存」のものが76.40%も含まれており、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較すると、約39%増加しています。一方で、「50%以上残存」は約20%、「10%以上残存」は約19%減少しています。

残存量別	可燃ごみ	
	個数 (個)	割合 (%)
100%残存	573	76.40%
50%以上残存	93	12.40%
10%以上残存	84	11.20%
合計	750	100.00%



可燃ごみに含まれていた未利用食品
(令和3年度(2021年度)家庭ごみ
排出状況調査)

2-4 ごみ・資源の処理にかかる経費と収入

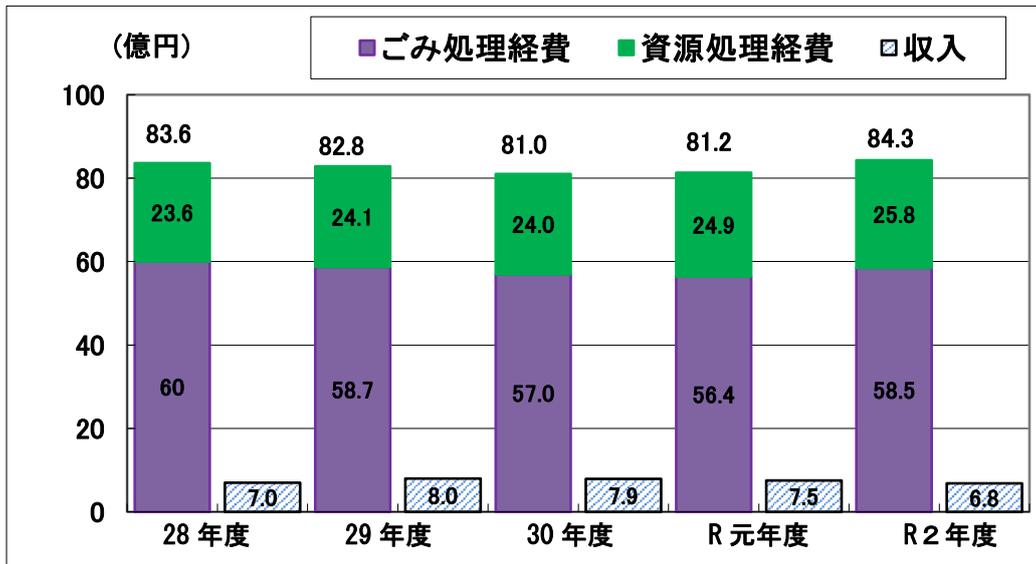
●経費

ごみ処理経費 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集・運搬等にかかる経費
(人件費等を含む)

資源処理経費 古紙、びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装
の回収・運搬・選別・保管等にかかる経費
(プラスチック製容器包装の再商品化に必要な経費の一部
は区も負担)

●収入 粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源(古紙、びん、かん、
ペットボトル、有用金属類)の売払金

【ごみ・資源にかかる経費と収入の推移】



【ごみ・資源の処理にかかる経費 (年間区民一人当たり)】



2-5 収集運搬・中間処理・最終処分

(1) 分別区分表（家庭廃棄物）

分別区分	具体例	出し方
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類、ゴム製品・皮革製品、汚れの取れないプラスチック製容器包装 など	ふた付き容器、中身の見える袋または杉並区推奨「黄色いごみ袋」に入れて集積所へお出してください。
不燃ごみ	ガラス製品、陶磁器・瀬戸物、刃物類、金属製品、汚れの取れないガラスびん・かん など	<p>ふた付き容器、中身の見える袋に入れて集積所へお出してください。</p> <p>【使用済みスプレー缶・カセットボンベ・ライター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なるべく使い切って、他の不燃ごみとは別の袋に種類ごとに分けて集積所へお出してください。 ・スプレー缶に穴をあけるのは危険なのでやめてください。 <p>【水銀体温計・水銀血圧計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積所に出さず、回収拠点に持参してください。 <p>回収拠点が近くでない場合、清掃事務所へ連絡してください。</p> <p>回収拠点：ごみ減量対策課、清掃事務所、方南支所、高円寺車庫、環境活動推進センター</p>
粗大ごみ	最大辺がおおむね 30cm を超えるもの	粗大ごみ受付センターにお申し込みください。

分別区分	具体例	出し方
古紙	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック	「新聞」「雑誌・雑がみ」「段ボール」「紙パック」の種類別にひもでしばるか紙袋に入れて集積所へお出してください。 ・紙パックは洗って開いて乾かしてお出してください（裏面にアルミが付いたものは可燃ごみ）。 ・雑がみは雑誌等に挟んでも可。
びん	飲食料用・化粧品の空きガラスびん	中を水ですすいで、資源用コンテナへ直接入れるか、中身の見える袋で集積所へお出してください。
かん	飲食料用の空きかん（ふたやキャップも含む）	中を水ですすいで、資源用コンテナへ直接入れるか、中身の見える袋で集積所へお出してください。
ペットボトル	 (キャップ・ラベルはプラスチック製容器包装)	中を水ですすいで、ペットボトル回収ネット、または中身の見える袋に入れて集積所へお出してください（キャップとラベルはプラスチック製容器包装へ）。
プラスチック製容器包装	 (簡単によごれを落とせないものは可燃)	ふた付き容器、中身の見える袋に入れて集積所へお出してください。

(2) ごみ処理の流れ

家庭ごみは、区が収集します。事業系ごみは、事業者が自ら、直接処理施設へ搬入もしくは許可業者(排出事業者からの委託)によって収集されます。なお、一日に排出されるごみ量が 50 k g 未満の事業者の事業系ごみは、有料にて、家庭ごみと併せての排出を認めています。

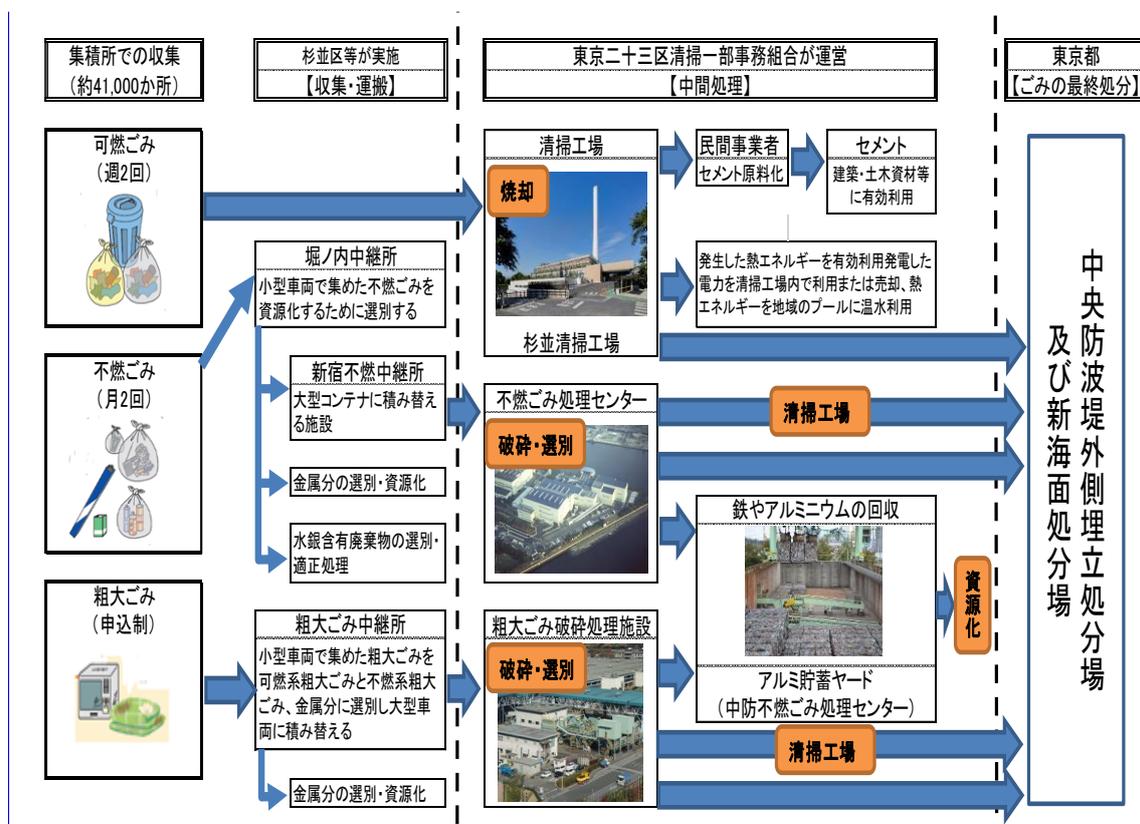
区が収集した資源物とごみの処理の流れは、以下のとおりです。

可燃ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)が運営する清掃工場で焼却処理されます。

不燃ごみは、新宿中継所(新宿区)で積み替え、圧縮され、一部事務組合が運営する中防不燃ごみ処理センターに搬入されます。ここで破碎・選別処理によって鉄やアルミニウムが資源として回収された後、清掃工場での焼却処理、または都の運営する最終処分場で埋立処分されます。

粗大ごみは、堀ノ内中継所(杉並区)で積み替え、一部事務組合が運営する粗大ごみ破碎処理施設で破碎・選別処理によって鉄等が回収された後、清掃工場での焼却処理、または最終処分場で埋立処分されます。

【ごみ処理の流れ(略図)】



※写真：東京二十三区清掃一部事務組合提供

① ごみの排出・収集

区で収集する可燃ごみ・不燃ごみは、区内約 41,000 か所の集積所への排出を通じて収集されています。集積所の管理は、利用する周辺住民の協力により成り立っています。

② ごみの収集運搬

区内を 2 つの地域に分け、それぞれ杉並清掃事務所と杉並清掃事務所方南支所が管轄しています。可燃ごみ、不燃ごみは主に 2 t 車（小型プレス車）による収集を行っています。家庭ごみは無料で収集していますが、一時的に多量排出した場合は有料となります。粗大ごみは、有料で収集（有料粗大ごみ処理券を貼付）を行っており、品目ごとに料金が決められています。また、一日に排出されるごみ量が 50 kg 未満の事業者については、区による収集を有料（事業系有料ごみ処理券を排出袋等へ貼付）で認めており、家庭ごみの収集時に併せて収集しています。

③ 中継所

a) 不燃ごみの中継所

中継所は、収集車両が収集後遠方の処理施設まで運搬する時間を短縮することや積み替えにより処理施設へ向かう車両を減らすことで作業の効率化や交通量、自動車公害の緩和を図るために設けられた施設です。区は、不燃ごみを新宿中継所に搬入しています。この新宿中継所は、杉並、新宿、豊島、渋谷、中野と練馬の 6 区の不燃ごみを受け入れています。

b) 粗大ごみの中継所

収集された粗大ごみは、堀ノ内中継所（一部は、中野区内の丸山中継所）で中型プレス車に積み替え、一部事務組合が運営する粗大ごみ破砕処理施設に搬送されます。

④ 中間処理施設

a) 可燃ごみの中間処理施設

区もしくは許可業者によって収集された可燃ごみは、東京 23 区清掃一部事務組合が運営する清掃工場で焼却処理されます。

b) 不燃ごみの中間処理施設

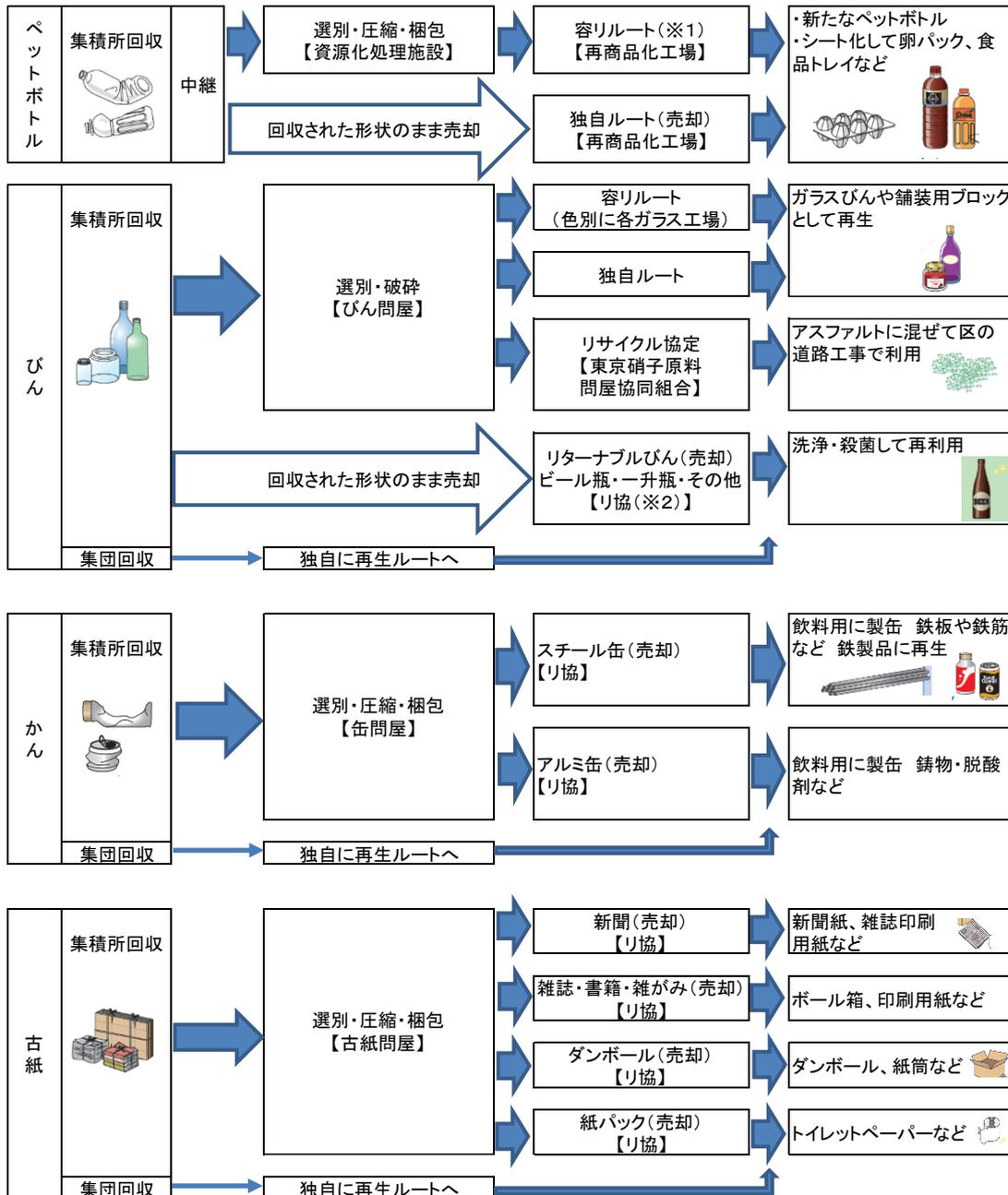
区もしくは許可業者によって収集された不燃ごみは、一部事務組合が運営する中防不燃ごみ処理センター、京浜島不燃ごみ処理センターにおいて破砕・選別による中間処理が行われます。

⑤ 最終処分場

東京都が管理・運営する最終処分場（新海面処分場）に、不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設（一部事務組合が運営）からの不燃残渣を埋立処分します。最終処分場はあと約50年で満杯になると言われています。

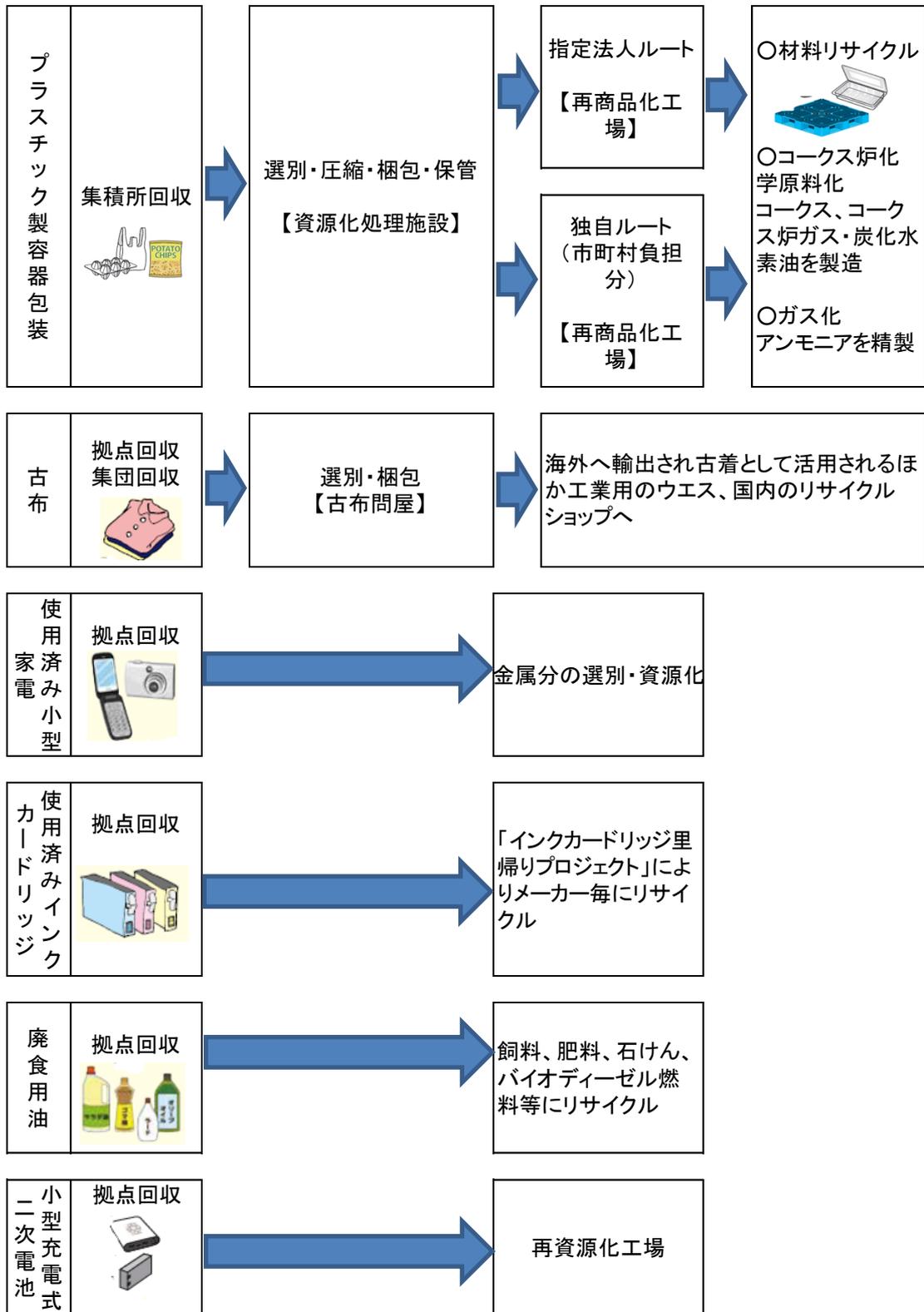
(3) 資源の流れ

資源は、品目ごとに回収され、資源化施設（ヤード）で選別・資源化された後、売却されます。プラスチック製容器包装やペットボトルについては、資源化施設で圧縮・梱包処理を行った後、再商品化事業者に引き渡しています。



※1 容リルート：容器包装リサイクル法による資源処理ルート

※2 リ協：杉並リサイクル事業協同組合

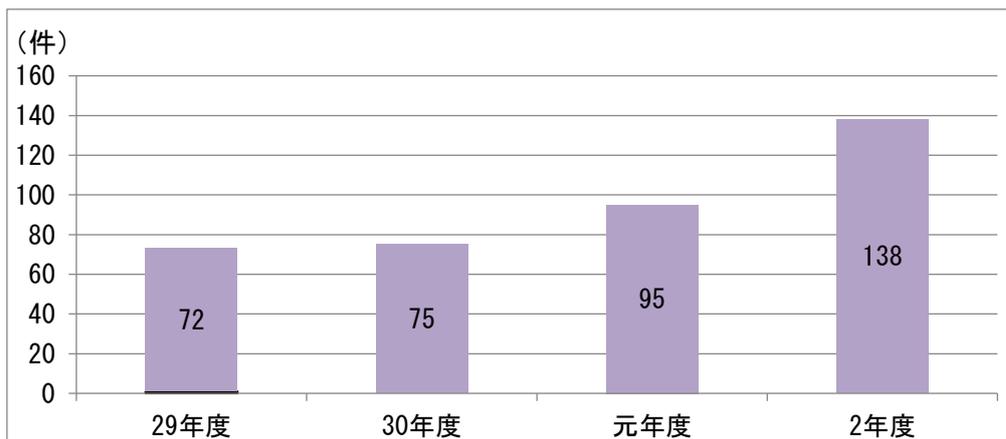


2-5 生ごみの減量

(1) 家庭用生ごみ処理機助成

家庭における生ごみの有効利用を進めるため、家庭用生ごみ処理機の購入費補助助成を行っています。

家庭用生ごみ処理機助成件数



(2) フードライブ

食品ロスの削減と食品の有効活用を目的に、家庭で使いきれない未利用食品の回収を受付窓口で行っています。

提供された未利用食品は、区内の子ども食堂や社会福祉協議会等に提供しています。

●フードドライブ受付個数

